

“大都市”にふさわしい  
行財政制度のあり方についての報告書

“大都市”にふさわしい行財政制度のあり方についての懇話会

2009年3月



## はじめに

指定都市はいまや、アイデンティティの危機ともいえる状態に置かれているといっても過言ではない。都市型社会の成熟とグローバル化が進むにつれて、大都市が提供すべき公共サービス・財の量・質とも大きな変化が生じてきた。にもかかわらず、道府県と指定都市との役割分担・事務権限・税財源の仕組みは、50年前と基本的には変わっていない。1960～2000年に7つの指定都市が誕生したのに対し、平成の大合併では2008年までに5つの指定都市が生まれ、さらにこの数年間に3つの都市が指定されることになっている。ここ10年間で、それ以前の40年間に出現したよりも多くの指定都市が誕生するのである。

指定都市の増加は、1990年代の地方分権推進の過程で中央政府が合併を進めるべく要件を緩和し、それに中核市規模の自治体が積極的に応じたからに他ならない。大都市圏の郊外部や周辺部でも指定都市が誕生する一方、地方圏では過疎地や中山間地域を市内に抱える広大な面積を有する指定都市が出現し、人口規模だけを見ても最大の指定都市と比べると約5倍の開きがあることになった。また、従来から府県並みといわれてきた指定都市では人・物・資本の集中と集積がいつそう進み、なかには道州制への移行を見越して、独自に大都市州や州都としての道を模索しはじめる指定都市も出てきた。

こうして、指定都市は、大都市圏や地方圏において中心的な役割を果たす100万都市というこれまでの都市観が崩れ去ることによって、新たなアイデンティティを必要とするに至ったのである。指定都市・大都市とはなにか、基礎的な地方政府として適切なサービス・財を提供しているのか、事務権限と責任はこれまで通りでよいのか、そして、どのような制度であれば大都市の役割・機能を遂行できるのか等々、政令指定都市制度の制定時にも増して、大都市制度の根本的なあり方が、再び問われている。

これらの論点を踏まえれば、本懇話会のミッションは、以下のものとなる。指定都市は、**<基礎自治体としての機能>**及び都市圏域の中核機能を担う**<中枢都市としての機能>**という、2つの性格をもっている。それを前提に、(1)指定都市制度の沿革と現状をふまえて問題点を検証し、(2)中枢都市としての機能を発揮するにふさわしい事務移譲や税財政制度はどうあるべきか、(3)基礎自治体として広域連携や都市内分権にどう取り組むべきかを考

え、日本を先導できるような大都市にふさわしい制度のあり方を探る。これらが、本懇話会の課題である。

# 目次

I	指定都市の歴史と現状.....	1
1	指定都市のあゆみ .....	1
2	指定都市の多様性と類型化.....	6
II	指定都市制度のあり方.....	10
1	指定都市への事務移譲のあり方.....	10
2	税財政改革.....	13
3	広域連携のあり方.....	17
4	区のあり方・都市内分権.....	20
III	今後の改革に向けて .....	23
	資料編.....	25



# I 指定都市の歴史と現状

本章では、指定都市制度の歴史を振り返るとともに、多様化した指定都市の現状を把握することを試みる。これにより、なぜ指定都市のあり方を再検討する必要があるのかを明らかにしたい。

## 1 指定都市のあゆみ

### (1) 特別市制度の挫折と指定都市制度の創設<sup>1</sup>

1888年に市制町村制が施行された当初、東京市・京都市・大阪市の三市については、市長・助役を置かず、市長の職務は府知事、助役の職務は府の書記官が行うこととされていた（いわゆる三市特例）。大都市の自治は、一般の市町村より制限されていたのである。その後、1898年に三市特例が廃止された結果、三市にも一般の市制が適用されるようになり、さらに、1922年には「六大都市行政監督ニ関スル件」が公布され、東京市・京都市・大阪市・横浜市・神戸市・名古屋市の六大都市が行う事務の一部について、府県知事の許可が不要となった。こうして、大都市の自治は次第に拡大していった。しかし、六大都市はこれだけでは満足せず、特別市制（府県からの分離・独立）の実現を求めて、引き続き運動を繰り広げたが、結局、戦前には特別市制は実現することはなかった。東京については、戦時体制の一環として、1943年に東京都制が公布され、東京府及び東京市を廃し、従来の東京府の区域をもって東京都を設置することとなり、東京都には官選の東京都長官が置かれた。

1947年に地方自治法が公布・施行され、特別市制度が創設された。特別市は、人口50万以上の市につき、法律で指定されるものであり、都道府県の区域外とされ、都道府県及び市の事務を処理することとされた。長年にわたって府県からの分離・独立を求めてきた五大市（大阪市・名古屋市・京都市・横浜市・神戸市）にとって、特別市制度の創設は悲願実現への第一歩であったが、そこには大きな問題が存在していた。日本国憲法95条は、特定の自治体のみにも適用される法律（いわゆる地方自治特別法）は、その自治体の住民投

---

<sup>1</sup> 本項の記述は、天川晃「指定都市制度の成立と展開」財団法人東京市政調査会編『大都市のあゆみ』財団法人東京市政調査会、2006年、に拠る。

票で過半数の同意を得なければ制定できないと定めているが、特別市を指定する法律は、この地方自治特別法に該当すると解釈された。問題となったのは、住民投票の範囲である。特別市を指定する法律は、当該市にのみ適用される法律であり、市民投票が必要であるのか、それとも、当該市が所在する都道府県にのみ適用される法律であり、都道府県民投票が必要であるのか、制定当初の地方自治法では明確でなく、議論の余地があった。特別市への移行を目指した五大市は前者の解釈を、五大市が所在する五大府県は後者の解釈を主張し、激しく対立した。結局、GHQの支持を得た後者の解釈が勝利を収め、地方自治法が改正されて、特別市を指定する法律は、関係都道府県の住民投票に付さなければならないことが明記された。五大市が府県民投票で特別市への移行を勝ち取る望みは薄く、特別市制度は、事実上、凍結状態に置かれることとなった。

その後も、1951年に五大市が『特別市制理由書』を、1952年に五大府県が『特別市制反対理由書』をそれぞれ公表するなど、両者の激しい対立は続いたが、1953年に新設された地方制度調査会は、その答申において、「差し当たって事務及び財源の配分により、大都市行政の運営の合理化を図るものとする」と述べ、府県事務の一部を大都市に移譲する案を示した。これを受けて、1956年に地方自治法が改正され、特別市制度の廃止と引き換えに、現行の指定都市制度が創設されることとなった。これは、政令で指定する人口50万以上の市（指定都市）に、児童福祉に関する事務など、都道府県の事務の一部を移譲するものであり、実際に指定を受けたのは五大市であった。結局、特別市を指定する法律は、一度も制定・施行されることはなかったのである。

## (2) 指定都市の拡大

指定都市制度は五大市と五大府県との妥協の産物であるという沿革を有するが、指定の要件は人口50万以上という形式的な基準であり、法文上、五大市以外の市への適用を否定していない。高度経済成長とともに都市部への人口集中が進み、全国各地に大都市が出現するが、これらの大都市は指定都市への移行を望み、国もこれを拒否しなかった。こうして、北九州市（1963年）を皮切りに、札幌市・川崎市・福岡市（1972年）、広島市（1980年）、仙台市（1989年）、千葉市（1992年）が、次々と指定都市に移行したのである。

もともと、指定都市制度は、人口50万以上という形式的な基準通りに運用されていたわけではない。そもそも、指定都市の指定要件が人口50万以上とされたのは、当時の五大市



の人口を配慮した結果であると言われている。当時、五大市の中で神戸市だけがわずかに人口 100 万に届かず、そのため、人口 100 万以上という基準設定はできなかつたのである<sup>2</sup>。このことが、その後、指定都市を五大市以外に拡大していく際に実質的な意味を持ち、おおむね人口 100 万に達していることが指定都市に移行する運用上の要件とされるようになった。さらに、人口以外の要件として、①人口密度が 2,000 人/平方キロメートル以上であること、②第 1 次産業就業人口が全就業人口の 10%以下であること、③都市的形態・機能を備えていること（市街地・都市的地域、都市的産業、都市的施設・便益、中枢管理機能等の状況、都市の風格、伝統など）、④行財政能力を備えていること（歳入・歳出、予算・決算、財政力指数、公債費等の財政力に関する状況、なかでも都市の中心的な自主財源となる固定資産税の課税標準額、財政を支える市の全般的な経済力など）、⑤その市に指定の希望があり、所在都道府県的意思と合致すること、⑥地域的一体性があること、といったものが事実上存在することが指摘されている<sup>3</sup>。

### (3) 地方分権改革・市町村合併と指定都市

1995 年に設置された地方分権推進委員会は、旧来の中央集権型行政システムが、変動する国際社会への対応、東京一極集中の是正、個性豊かな地域社会の形成、高齢社会・少子化社会への対応などの新しい時代の諸課題に迅速・的確に対応する能力を失ってきているという認識に立ち、国、都道府県及び市区町村相互の関係を従来の上下・主従の関係から新たな対等・協力の関係に変えていくことを目指した。その成果として、地方分権推進一括法による改正後の新地方自治法には、都道府県の市区町村に対する関与の標準類型が定められると同時に、行政手続法に類似した関与の手続ルールが定められた。さらに、都道府県と市区町村の関係がもはやかつてのような上下・主従の関係でないことを明確にするために、処分その他公権力の行使に当たる関与の合法性をめぐって両者の間に紛争が発生したときに、中立的な第三者機関である自治紛争処理委員、さらには裁判所が紛争処理を

---

<sup>2</sup> 松本英昭『要説地方自治法』ぎょうせい、2002 年、559 頁。小原隆治「分権改革と大都市」財団法人東京市政調査会編『大都市のあゆみ』財団法人東京市政調査会、2006 年、293 頁。

<sup>3</sup> 地方自治協会『市（町村）の規模、能力に応じた事務再配分のあり方に関する調査研究報告書（Ⅰ）』1984 年、38-39 頁。小原隆治「分権改革と大都市」財団法人東京市政調査会編『大都市のあゆみ』財団法人東京市政調査会、2006 年、293-294 頁。

行う手続が定められた。しかしその一方で、都道府県から市区町村への事務移譲に関しては、条例による事務処理特例制度が設けられ、都道府県の判断で市区町村に事務を移譲できるようにはなったものの、法令による都道府県から市区町村への事務移譲、なかんずく指定都市への事務移譲は、ごく限られたものにとどまった。

1997年の地方分権推進委員会第二次勧告は、基礎的自治体である市町村の行財政能力の向上、及び、効率的な地方行政体制の整備・確立のために、自主的な市町村合併を推進することを提言した<sup>4</sup>。これを起点に、「平成の市町村合併」が推進されていくこととなるが、その過程で、指定都市の急増をもたらす出来事が起こった。すなわち、2001年に国の市町村合併支援本部が決定した市町村合併支援プランにおいて、市町村合併支援策の1つとして、「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。」ということが謳われたのである。この文言は、以後の累次の合併支援プランにも継承されている。具体的には、人口70万以上が指定の新たな基準となったと言われている。2001年以降に指定都市に移行した市は、さいたま市（2003年）、静岡市（2005年）、堺市（2006年）、新潟市・浜松市（2007年）であるが、このうち、さいたま市以外の4市は新たな基準の導入によって指定都市への移行が可能となった市である。また、静岡市・新潟市・浜松市の3市は、人口集中地区（DID）面積の市域に占める割合、人口集中地区人口の市人口に占める割合のいずれもが既存の指定都市に比べて低く、都市部と広大な農山漁村部とを併せ持つ、いわば「国土縮図型大都市」である<sup>5</sup>。

このように、指定都市の拡大・多様化が進んでいる一方で、指定都市制度自体は、創設以来、その基本的な仕組みにはほとんど変化がないまま、現在に至っている。もう1つの大都市制度である都区制度が、東京以外に適用されない一方で、再三の改革を経ているとは対照的である。

#### **(4) 指定都市制度の再検討の必要性**

現在、指定都市のあり方は、下記の通り、いくつもの理由で再検討を迫られている。

---

<sup>4</sup> 地方分権推進委員会は、当初、地方自治制度を再編し地方分権の受け皿を構築しようとする「受け皿」論議の棚上げを意図していたが、政治の要請により方針転換を余儀なくされた。西尾勝『地方分権改革』東京大学出版会、2007年、38-41頁。

<sup>5</sup> 大西隆「国土縮図型大都市（政令指定都市）の誕生」『地域開発』511号、2007年。

a. 五大府県との妥協を余儀なくされた五大市にとって、指定都市制度は、抜本的に改革されるべき暫定的な制度であり続けた。しかも、この暫定的な制度が半世紀以上にわたって存続する間に、グローバル化が進行し、世界に目を向ければ、都市間外交を行う大都市や、空港・港湾などの整備によって国際的な物流を変える大都市も出現している。このような国際的都市間競争の激化を念頭に置いていない現行制度に対して、古くからの指定都市は不満を募らせている<sup>6</sup>。

b. 地方分権改革により、国・地方関係は大きく変容しようとしており、道州制論のような既存の枠組みを大きく変える議論まで出てきている。そうした改革に連動して、指定都市は今後どのような役割を担い得るかを、国や住民に示す必要がある。

c. 平成の市町村合併を経て指定都市の拡大・多様化が進んだが、こうした多様性を生かすことが既存の指定都市制度では難しいのではないかという懸念も生じている。

---

<sup>6</sup> その1つのあらわれが、横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会『日本を牽引する大都市―『都市州』創設による構造改革構想―』2009年、である。

## 2 指定都市の多様性と類型化

### (1) 目的

先にも述べたように、近年、指定都市の数は急増し、都市部と広大な農山漁村部とを併せ持つ市も出現している。大都市の大都市たるゆえんは、高度の規模及び中枢性を有することであると考えられるが、現在の指定都市は、規模の点でも、中枢性の点でも、かつてないほど多様性を増している。そこで、このような多様性の理解の一助とすべく、統計指標に基づき、指定都市の類型化を試みた。

### (2) 分析方法<sup>7</sup>

大都市の規模及び中枢性を示すと思われる統計指標を、Ⅰ 人口、Ⅱ 経済、Ⅲ 行政、Ⅳ 情報・文化の4分野について収集した。具体的には、下記の指標である。

分野	規模指標	中枢性指標
Ⅰ 人口	・人口 ・人口集中地区人口密度 ・人口集中地区対市域面積比率	・昼夜間人口比率 ・対都道府県人口比率
Ⅱ 経済	・全産業事業所数 ・製造品出荷額等 ・年間商品販売額	・上場企業本社数 ・銀行業事業所数 ・証券業・商品先物取引業事業所数
Ⅲ 行政	・地方公務員従業者数 ・基準財政需要額 ・歳出総額	・国家公務員従業者数 ・管区地方支分部局等数
Ⅳ 情報・文化	・情報サービス業従業者数 ・映像・音声・文字情報制作業従業者数 ・学術・開発研究機関従業者数 ・広告業従業者数	・放送業事業所数 ・専門サービス業事業所数 ・学術・開発研究機関事業所数

また、指定都市（全17市）のみならず、中核市（全39市）、東京都区部をも分析対象とすることで、相互比較を可能とした。各指標について偏差値を算出することでデータを標

<sup>7</sup> 分析方法に関しては、財団法人日本都市センター大都市制度等調査研究委員会『大都市制度等に関する調査研究報告』2001年、名古屋市総務局企画部企画課『道州制を見据えた「新たな大都市制度」に関する調査研究報告書～大都市・名古屋がそのポテンシャルを十分に発揮するための制度研究～』2007年、横浜市大都市制度検討委員会『新たな大都市制度創設の提案』2009年、の各報告書に多くを負っている。

準化し（平均 50・標準偏差 10）、さらに、規模指標と中枢性指標のそれぞれについて、各指標の偏差値の平均値を算出した（資料編 29～34 頁）。

### (3) 分析結果

下記の通り、指定都市は、規模及び中枢性に即して、4 類型に区分することができる。先行研究では、いずれも指定都市を 3 類型に区分しているが、それらと比較すると、本報告書の 4 類型は国土縮図型を抽出した点でユニークである。今回の分析では、文化や産業構成の指標を用いていないが、それらが組み込まれた名古屋市や横浜市の類型と比較しても、各都市の位置に大きな差は見られない。

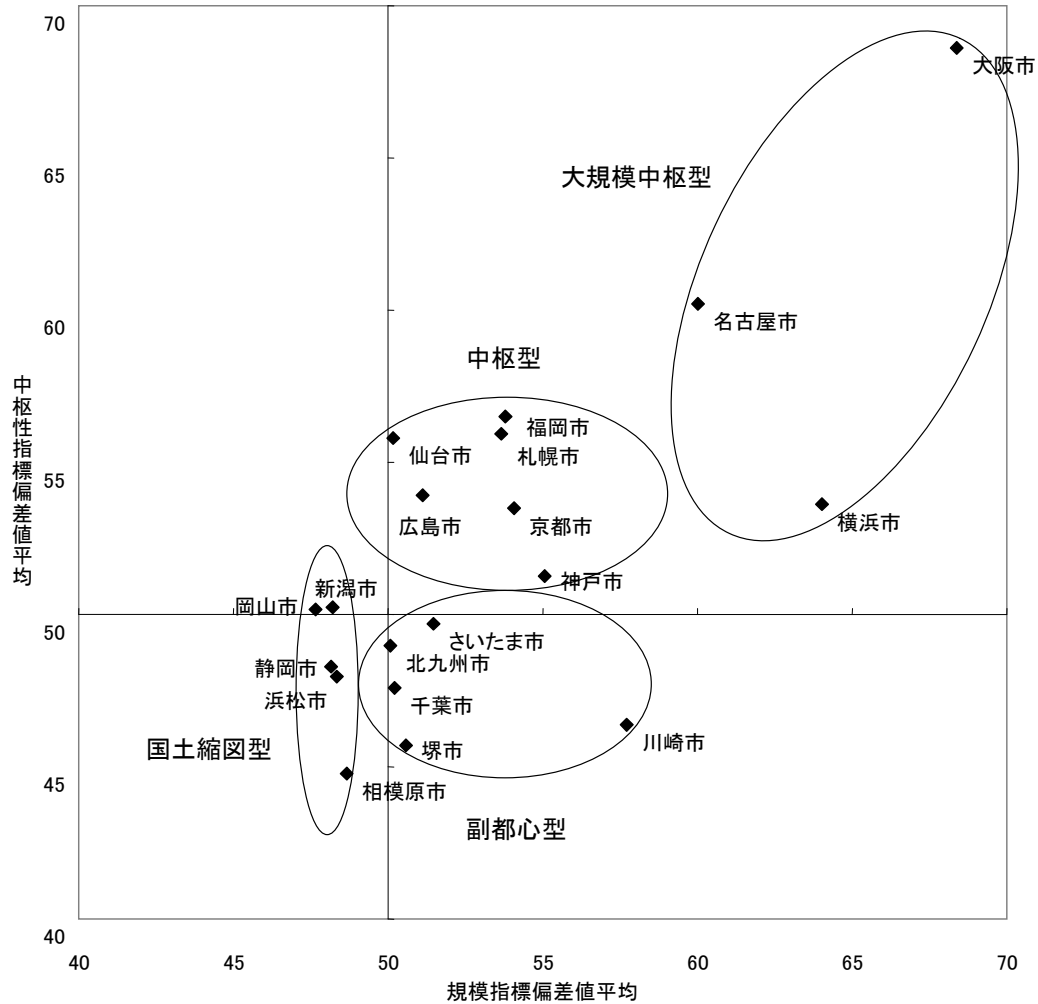
指定都市の類型

類型	該当市	規模指標 偏差値平均	中枢性指標 偏差値平均
大規模中枢型 規模：大 中枢性：中～大	大阪市	68.4	68.6
	横浜市	64.0	53.6
	名古屋市	60.0	60.2
中枢型 規模：中 中枢性：中	神戸市	55.1	51.3
	京都市	54.1	53.5
	福岡市	53.8	56.5
	札幌市	53.7	55.9
	広島市	51.1	53.9
	仙台市	50.2	55.8
副都心型 規模：中 中枢性：小	川崎市	57.7	46.4
	さいたま市	51.5	49.7
	堺市	50.6	45.7
	千葉市	50.2	47.6
	北九州市	50.1	49.0
国土縮図型 規模：小 中枢性：小～中	(相模原市) *1	48.7	44.8
	浜松市	48.3	48.0
	新潟市	48.2	50.2
	静岡市	48.2	48.3
	(岡山市) *2	47.7	50.2
	(東京都区部)	106.6	106.0

\*1 2010 年の指定都市移行を目指している。

\*2 2009 年に指定都市移行予定。

## 大都市の規模と中枢性



(参考)

\*財団法人日本都市センター報告書の分類

第1のグループ 大阪・名古屋・横浜

第2のグループ 京都・福岡・札幌・神戸・広島・仙台

第3のグループ 北九州・川崎・千葉

\*名古屋市報告書の分類

第1グループ 大阪・名古屋・横浜

第2グループ 京都・神戸・福岡・札幌・仙台・広島

第3グループ 新潟・北九州・さいたま・千葉・静岡・川崎・浜松・堺

\*横浜市報告書の分類

大阪・名古屋・横浜

福岡・札幌・京都・神戸

仙台・広島・川崎・北九州・さいたま・千葉・静岡

#### (4) 考察

規模・中枢性以外にも、類型ごとの差が見られる事項は数多く存在する。これらは、4 類型の妥当性の傍証として捉えることができるであろう。

a. 第一次産業就業者の比率は、従来から存在した指定都市は軒並み 0%台～1%台であるが、国土縮図型に属する新潟市・静岡市・浜松市はそれぞれ 4.7%・3.3%・4.8%である<sup>8</sup>。

b. 目的別歳出比率を類型間で比較すると、総務費は副都心型・国土縮図型が高く、衛生費は副都心型が高く、農林水産業費は国土縮図型が高く、教育費は大規模中枢型が低く、公営企業費（普通会計から公営企業会計への繰出）は大規模中枢型・中枢型が高いという大まかな傾向が見られる。なお、指定都市全体の特徴として、商工費の比率が高いことが挙げられる（資料編 35 頁）。

c. 本懇話会では、17 指定都市に対して、2 種類のアンケート調査（権限移譲等に関するアンケート（資料編 37～44 頁）及び条例による事務処理特例制度に関するアンケート（資料編 45～51 頁））を行った。権限移譲等に関するアンケートの結果を見ると、大規模中枢型ではより根本的な権限移譲等が必要という趣旨のコメントが多く見られ、中枢型では権限移譲等が不要な項目が比較的多く挙げられている。条例による事務処理特例制度に関するアンケートでは、大規模中枢型・中枢型で道府県と市との意思の食い違いが目立っている。

アンケート送付先：指定都市全 17 市

（指定都市市長会地方分権改革推進プロジェクト制度担当参加部局に対して、市としての統一見解ではなく、地方分権・大都市制度を所管する立場からの意見を求めた。）

回答期間：2008 年 10 月 15 日～23 日

回収率：94.1%（17 市中 16 市回答）

その一方で、類型ごとの差とは別種の差が見られる事項も存在する。例えば、各市の歳入に占める個人市町村民税収入の比率を比較すると、同じ大規模中枢型でも、大阪市は 7.3%・横浜市は 20.3%と大きな開きがある。横浜市はむしろ副都心型に近く、これは、東京のベッドタウンとしての性格を反映したものと考えられる（資料編 36 頁）。

<sup>8</sup> 平成 17 年国勢調査（2005 年 10 月 1 日）。

## Ⅱ 指定都市制度のあり方

本懇話会では、現行の指定都市制度の問題点を検証し、それをよりよいものへと改革するため、議論を重ねた。本章では、指定都市への事務移譲のあり方、税財政改革、広域連携のあり方、区のあり方・都市内分権という 4 つの論点に即して、今後の指定都市制度のあり方を提言したい。

### 1 指定都市への事務移譲のあり方

#### (1) 現状

指定都市は、地方自治法 252 条の 19 及び地方自治法施行令の規定により、児童福祉や都市計画に関する事務など 19 分野について、道府県事務の全部または一部を移譲されている。この他、個別法に基づき道府県から移譲されている事務も数多い。さらに、法令による全指定都市一律の事務移譲とは別に、条例による事務処理特例制度を利用した各市独自の事務移譲も存在する。しかし、この事務移譲には、様々な点で限界が存在する。

#### ①移譲されない事務の存在

警察に関しては全く事務移譲がなされていない。

#### ②指定都市と道府県との二重行政の問題

文化施設の設置など、指定都市と道府県がともに権限を有し、重複してサービスが提供されている例が見られる。

#### ③許認可権限の指定都市と道府県への分散

都市計画（重要な権限が道府県に留保されている）、社会福祉（社会福祉法人の設立認可権限は道府県に、社会福祉施設の設置許可権限は指定都市にそれぞれ属する）など、互いに密接に関連した許認可権限が指定都市と道府県に分散している分野が存在する。

#### ④道府県主導の事務処理特例制度

条例による事務処理特例制度は、事務処理特例条例を制定する道府県側が主導権を握っている制度であり、道府県にとって不都合な事務を細切れに指定都市に移譲するものともなり得る。実際、指定都市に対して行った条例による事務処理特例制度に関するアンケート



トでは、道府県側から事務移譲を打診されたが他の事務と一体の移譲でないので拒否したという回答が散見される（資料編 45～51 頁）。

## (2) 提言

(1)の現状に示されるような問題に対処するには、指定都市により一層の権限移譲を進めることが重要であるが、指定都市の多様性に鑑みて、全市一律の移譲と各市の選択による移譲の 2 段階で取り組む必要がある。

### 全市一律の事務移譲の推進

二重行政を解消し、指定都市が大都市問題に総合的・一体的に対処することを可能とするためには、道府県から指定都市へのより一層の事務移譲、及び、国から指定都市への道府県並みの事務移譲を推進することが重要である。移譲すべき事務については、指定都市市長会の累次の提言<sup>9</sup>の中で、道路・河川・都市計画・農地転用など、具体的な要望が示されており、これを尊重して検討すべきである。

なお、国に対して具体的な事務名を挙げて道府県並みの事務移譲を求めるということは、結果的に、道府県にも当該事務を移譲することを求めているわけであるが、要望に際して、全国知事会など道府県側との意思の合致は必ずしも前提としない。

### 各市の選択による事務移譲の推進

その一方で、指定都市の多様性を前提とすると、市によって事務権限の必要性が異なり、移譲の有無に差がついてもよい事務が存在すると考えられる。例えば、大規模中枢型ならほぼすべての道府県事務、中枢型なら社会的インフラ整備に関する事務、副都心型なら生活環境に関する事務、国土縮図型なら農林水産に関する事務といったように、指定都市の類型に即して、移譲するにふさわしい事務を想定することも可能であるが、各指定都市がどのような事務移譲を必要としているかを最もよくわかっているのは各市自身であり、個別に移譲の是非を判断させることが望ましい。

---

<sup>9</sup> 指定都市市長会『第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 1 次提言）』2007 年、指定都市市長会『第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 2 次提言）』2008 年、指定都市市長会『第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 3 次提言）』2008 年。

したがって、事務移譲に多様性を持たせるための仕組みとしては、法律に大都市への移譲事務のメニューを規定し、各市が条例でその全部ないし一部を選択する方式を採用する。これは、「明日都市懇」報告書<sup>10</sup>で提唱された大都市特例法・憲章都市制度<sup>11</sup>に類似するが、必ずしも住民投票を想定したものではない。

事務移譲の推進は、指定都市が大都市問題に総合的・一体的に対処するためのものであるから、指定都市側のつまみ食いの事務選択を許すことは望ましくない。したがって、移譲事務のメニューは、同一政策分野の複数の事務を1つにまとめたパッケージの形で規定し、各市はこのパッケージを単位として移譲の有無を選択することとする。パッケージとしては、例えば、交通警察・労働・農林水産・商工・環境・高等学校・大学・病院・文化施設といったものが考えられる。

市が条例で事務を選択するに先立って、道府県との協議を義務づけ、（道府県の同意は不要であるとしても）道府県の意見をフォーマルな形で聴取することとする。この協議の過程で紛争が生じた場合は、自治紛争処理委員による調停（地方自治法 251 条の 2）が利用可能であるが、より強力な紛争解決手続を新たに設けることも考えられる。

法律に規定するメニューが道府県事務のほぼすべてを網羅し、しかも条例でそのメニューの全部を選択する市が現れば、その市は特別市に限りなく近い存在となる。指定都市と特別市とを別種のものとするのではなく、指定都市制度を極限まで押し進めれば特別市的指定都市になるという制度イメージである。ただし、効果が広域に及ぶ事務など、性質上、メニューに記載せず道府県事務のまま残さなければならない事務があり得ることも、留意が必要である。もっとも、後述する広域連携の枠組みの中で処理できるのであれば、これらの事務もメニューに記載可能である。

---

<sup>10</sup> 市民の暮らしから明日の都市を考える懇談会『市民の暮らしからみた明日の大都市』1991年。

<sup>11</sup> 大都市特例法には、大都市に移譲した方が合理的な事務権限のすべてを、網羅的に列挙する。さらに、各市が住民投票を経て制定する都市憲章では、大都市特例法に定められた特別措置のメニューのなかから、その全部ないし一部を自主的に選択してその自治体の権能とする旨を定める。

## 2 税財政改革

### (1) 現状

指定都市は、制度的にも社会経済的にも、歳出増をもたらす要因を多く抱えている。しかし、現行の税財政制度は、指定都市の置かれたこのような状況に十分に配慮しているとは言いがたい。

#### ①道府県税の移譲がなされていない

先にも述べたように、指定都市には多くの道府県事務が移譲されているが、それとは対照的に、指定都市が課税する税は市町村税のみであり、道府県事務の移譲に対応する形で道府県税の一部を移譲する措置はとられていない。

もっとも、税財政上の特例が全く認められていないわけではない。道路特定財源である自動車取得税に関しては、道府県の税収の一部が指定都市には他の道府県内市町村より手厚く配分され、同じく軽油引取税に関しても、道府県の税収の一部が指定都市のみに配分される。また、地方交付税の基準財政需要額の算定にあたって、移譲された道府県事務に係る経費が割り増し算入される。

しかしながら、道路関連以外の経費に関して財源の手当てが不十分だと指摘はつとになされてきたところである。指定都市への移行が住民サービスの低下と結びつくことは避けられねばならない。

#### ②大都市固有の財政需要と税収増

大規模な都市基盤整備や増嵩する社会保障支出など、大都市には固有の財政需要が存在するとししばしば主張されるが、その一方で、大都市自治体が提供するサービスは大都市の経済活動を活発化させ、結果として法人市民税や固定資産税の税収増をもたらしているとも考えられるのであり、両者のバランスを考慮して、指定都市の財政需要を包括的に捉える必要がある。しかしながら、国税から地方税への税源移譲と国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直しを一体とした、いわゆる三位一体の改革において、国庫補助負担金と地方交付税が税源移譲額を上回って削減されてしまったことにより、地方財政はここ数年悪化している。さらに、百年に一度といわれる経済危機の影響から、今後、深刻な税収の減少が予想される。

### ③一般会計への資金貸付について

現在、地方公営企業等金融機構を改組して自治体の一般会計にも資金を貸し付けられるようにする動きがあり、2009年度予算から臨時財政対策債への資金充当が行われる予定となっている。今後、指定都市の中でも、このような資金貸付に頼るか、市場から独自の資金調達を模索するかで、対応の違いが現れるであろう。しかしながら、フローの資金調達と同時に、ストックの債務管理の観点からも、こうした自治体金融機関の機能拡充は望ましいものである。

## (2) 提言

### 指定都市の事務分類と各々に対応する望ましい税財源

#### ①基礎自治体としての事務

市一般ないし市町村一般が行うものとされている事務については、国民の生存を保障するための事務（サービス給付も含まれるが主として現金給付）に関しては、国が最終的に財源に責任を負うべきであり、国から地方への税源移譲を行い、不足が生じれば地方交付税で財源を保障すべきである。また、地方交付税の算定にあたっては、その過程に自治体が恒常的に参画できる仕組みが必要である。他方、市民の生活をより豊かなものにするための事務（主としてサービス給付）に関しては、各市に自らの判断で財源を確保する責任を負わせてよい。税源移譲・地方交付税による十全な対応を前提に、超過課税・法定外税をより積極的に活用できる仕組みを整えるべきである。地方税法上の法定外税導入の要件が厳しすぎるなど、課税自主権の行使を妨げている要因があれば、それを改善することが必要である。

#### ②法定移譲事務

法律の規定により道府県から指定都市に一律移譲された事務については、大都市特例税制により、道府県税の一部を指定都市に移譲する。特に、市教育委員会に人事権が移譲されている市立小中学校教職員については、県費負担教職員制度とのねじれが問題となっており、人事権に見合った税源の移譲を早急に行うべきである。移譲される税目としては、全指定都市一律の事務移譲であることに鑑み、税源の偏在性が小さいと考えられる個人道府県民税・地方消費税がふさわしい。

#### ③条例により選択した移譲事務

法律に規定された大都市への移譲事務のメニューの中から指定都市が条例で移譲を選択した事務については、同じく大都市特例税制により、道府県税の一部あるいは全部を移譲する。事務移譲の程度に応じた可変的な税源移譲とするため、指定都市と道府県との恒常的な交渉の場を設け、そこで移譲される税目を決定すべきである。

#### ④国家的利害にかかわる任意事務

例えば、港湾・空港など、国家的利害にかかわる事業については、国により財源の手当てがなされることが望ましい。もちろん、広域的な観点から自発的になされた事業に関しては、市自身も積極的な財源確保努力を行うべきである。

### 税制度の抜本改革を見据えて

2008年12月24日に閣議決定された『持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」』において、地方税制について「地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。」との基本的方向性が示された。

ここで言う「社会保障制度」は、年金、医療、介護の社会保障給付をはじめ少子化対策を含んだものを指し、これらは市町村における財政需要のうち大きな割合を占めるものである。このような状況を踏まえ、中期プログラムでは、基礎自治体が社会保障関係の財政需要に安定して対応するため「地方消費税の充実」という方針を打ち出しているものと考えられるが、指定都市は基礎自治体の事務のほかに社会保障関係を中心とした道府県事務（大都市特例事務）を担っていることから、その部分についても安定的財源の確保が必要となる。

なお、中期プログラムでは「地方法人課税の在り方を見直す」方針が示されている。また、税収偏在是正の観点から、消費税と地方法人課税の税源交換論を指摘する論者もいる。しかし、指定都市には法人活動を支える財政需要が多くあり、その支出と地方法人課税は対をなしていることから考えて、格差是正に偏った議論に陥るべきではない。先に指摘したように、大都市固有の財政需要と同時に、法人課税以外に大都市に固有の税収増要因としていかなるものがあるのか、地方消費税の増収と地方法人課税の減収のバランスはどうか、大都市特例税制との関連で法人事業税の移譲を行うのかなど、包括的な地方税論議が必要である。

中期プログラムでは触れられていないが、健全な地方財政を回復し自主的・自立的な行財政運営を確保するためには、個人及び法人の市民税における均等割を上げるなど、相当期間にわたって据え置かれている定額課税を上げる等により地方税収全体の底上げを図る必要がある。

### 特別市的指定都市と道府県残存地域への再分配

現在、指定都市市域内で徴収された道府県税の税収は、道府県の手によって周辺市町村域内に再分配されている。しかし、ほぼすべての道府県事務を移譲された特別市的指定都市は、それに対応して、税源の偏在性の大きい法人道府県民税・法人事業税を始めとするほぼすべての道府県税を手に入れることになるので、道府県による再分配の原資が枯渇してしまう。したがって、特別市的指定都市が税収の一定割合を周辺市町村域内（道府県の残存地域内）への再分配の原資として道府県に拠出する仕組みを設けることが望ましい。

### 指定都市の雇用創出機能

日本の福祉国家は、社会保障の部分を小さくして、公共事業で雇用保障・所得保障を行ってきた点に特徴がある。しかし、小泉改革以降の公共事業の縮小、雇用の流動化の影響から、近年では、社会保障が不十分なままで雇用保障機能が縮小している。

雇用創出には二種類の方法が考えられる。一方は、先端産業の育成により産業構造の転換を促しつつ雇用を創出する方法であり、もう一方は、地域の中小企業対策を通じて雇用を創出する方法である。長期的には前者が求められることは言うまでもないが、過渡期においては、後者のセーフティネット的産業政策の重要性を無視することはできない。これと分権を合わせて考えれば、地方の雇用創出機能を強化するための税源移譲も検討されるべきである。

むろん、基礎自治体に一律に産業政策を担わせるのは、理論的にも現実的にも無理がある。しかしながら、都道府県や指定都市にはそれは可能なはずである。特に、指定都市の規模・中枢性が大きいということは、言い換えれば、指定都市は雇用創出を行い得る力量を有しているということである。それに見合った税源移譲が必要なことはもちろん、先述の地方公営企業等金融機構の組織拡充も含めて、指定都市が自らの責任で雇用創出を行うような権限を与えるかという点も論点となるであろう。

### 3 広域連携のあり方

#### (1) 現状

大都市は、その規模・中枢性の大きさゆえ、市域を越えて大きな影響をもたらす。しかしこれまでは、市域を越えた課題への対処が広域自治体である道府県の責任とされてきたため、指定都市の広域的課題への取り組みは下記①②のような事例に限られていた。

##### ①法律上の広域行政制度と事実上の広域連携

地方自治法には、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合、地方開発事業団といった様々な広域行政の制度が用意されているが、指定都市がこれらの制度を活発に利用しているとは必ずしも言えない<sup>12</sup>。その一方で、地方自治法に基づかない事実上の協議会を利用した広域連携の事例も見られる。

広域連携の相手方となる自治体は多様である。指定都市と隣接する市町村との連携としては、大阪市隣接都市協議会・名古屋市近隣市町村長懇談会など様々なものがあり、同一大都市圏内の（必ずしも隣接しない）主要都市相互間の連携としては、首都圏県都市長懇話会・首都圏業務核都市首長会議・東海都市連携協議会などがある。指定都市と都道府県の協力による広域連携の例としては、八都県市首脳会議・関西広域機構がある。

##### ②合併による広域的課題への対処

単なる広域連携にとどまらず、合併という形で広域的な課題に対処している例もあり、国土縮図型はそのような性質が顕著である。

#### (2) 提言

「近接性の原理」や「補完性の原理」に基づく地方分権改革によって、道府県から指定都市への事務移譲や税源移譲が進んでいけば、道府県だけで広域的課題に取り組むことは困難になり、基礎自治体間の連携によるボトムアップの取り組みも必要になってくると考えられる。特に指定都市については、その影響力の大きさに鑑みて、積極的に周辺市町村

---

<sup>12</sup> 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（2008年7月1日現在）。  
<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>

や都道府県と連携し、互いに対等・協力の関係を持ちながら広域的課題に対処していく役割が期待されるようになってくるであろう。

### **都市部が連担している地域（大都市圏）での広域連携**

三大都市圏の都市部が連担している地域に存在する基礎自治体は、みな一定以上の行政能力を備えた存在であり、基礎自治体間の連携で解決可能な広域的行政課題も少なくない。指定都市、なかんずく中枢機能の高い市は、このような広域連携においてイニシアチブを取ること（他市よりも多くの費用を負担することも含む）が期待される。ただし、あるべき広域連携の姿は、都市圏の形態により異なる。複数の指定都市がある大都市圏と単一の指定都市がある大都市圏では、広域連携のあり方も指定都市の役割も違ってくるのは当然である。

#### **①複数の指定都市がある大都市圏での広域提携**

関東・関西においては、八都県市首脳会議・関西広域機構といった、指定都市と都道府県の協力による広域連携の取り組みが既に存在している。複数の道府県と複数の指定都市を包摂する大都市圏では、特定の指定都市が広域連携のイニシアチブを取ることが容易でなく、圏域計画の策定や緊急事態への対応などの調整を目指して、会議の定例化と頻度を増やすことで連携を充実させるべきである。

#### **②単一の指定都市がある大都市圏での広域提携**

それに対して、単一の指定都市しかない大都市圏では、指定都市が広域提携でのイニシアチブを取ることができる可能性は高く、連携の目的に応じて現行制度のなかから適切な方式を活用することが望ましい。ただ、一口に広域連携と言っても、その「広域度」は課題によって様々であり、相対的に狭い地域の課題に対しては基礎自治体間の連携、相対的に広い地域の課題に対しては指定都市と都道府県の協力による連携といった形の棲み分けが現実的である。

### **都市部と農山漁村部との広域連携**

三大都市圏以外の地域の指定都市や、三大都市圏でも農山漁村部に隣接する指定都市は、周辺の農山漁村部と相互依存関係にあるとはいえ、社会的・経済的にはそれらを支えているという現実がある。このような都市圏構造の中に位置する指定都市は、増加傾向にある。



このうち、農山漁村部の編入を選択した指定都市は、すでに行政的に農山漁村部を支えているわけであるが、合併を選択しない指定都市も、特に交通・環境・都市施設などの分野において、現行制度を積極的に活用することによって政策的に農山漁村部を支えることが可能である。事実、総合計画や基本構想に広域連携を項目として挙げている指定都市も存在しており、今後も、一定程度の都市圏域を想定した計画づくりを中心とした広域提携を図るべきである。

### **広域連携の民主的統制**

こうして、今後ますます広域連携の役割が増大していけば、それに対していかに民意を反映させるかが重要な課題となるが、現行の広域行政の制度では、民意の反映は間接的なものとどまる。例えば、一部事務組合には議会が置かれるが、議員の住民による選挙は義務づけられていない（地方自治法 287 条）。広域連合には議会及び長が置かれるが、議員及び長の選挙方法に関しては、直接公選だけでなく間接公選も選択可能である（地方自治法 291 条の 5）。しかし、有権者の直接公選を規約に定めている広域連合はほとんどなく、これについては再考の余地がある。

### **道州制との関係**

以上の提言は、道州制を前提としているものではないが、広域自治体の「補完性の原理」からして積み上げによる広域提携は自治体間の自主的で対等な連携・契約が基本であること、及び、道州政府の大都市圏における積極的な広域調整機能には限界があることを考慮すれば、都市州が出現した場合は別として、道州制に移行しても十分に適用可能である。

## 4 区のあり方・都市内分権

### (1) 現状

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、区を設置し、区長には市職員を充てるものとされている。区のあり方に対する法令の規律密度は低く、これまでも、各指定都市は様々な形の区役所改革を試みてきた（資料編 52 頁）。

#### ①区役所業務の増加

法律上、指定都市の区が処理することを義務づけられている事務は、戸籍・住民基本台帳・外国人登録など必ずしも多くはなく、当初の五大市の区役所は、これらを中心に税・国民健康保険などを加えた、最小限の定型的な窓口業務を担うものとしてスタートした（小区役所制）。しかし、後発指定都市の中には、広島市や仙台市のように、保健・土木・建築など、定型的な窓口業務以外の様々な事務を区役所に担わせているものもある（大区役所制）。小区役所制を採っていた指定都市も、出先機関である保健所・福祉事務所を区役所へ編入するなどして、しだいに区役所の業務を増やしており、小区役所制と大区役所制との差は縮まっている。ただし、伝統的に区役所の事務であった税務を区役所とは別の出先機関である市税事務所に集約する動きもあり、区役所業務は単純に増加しているわけではない。

#### ②自主執行予算の導入

区の予算については、本庁事業部局の予算を区役所に執行させるのが基本であるが、近年は、各区役所が自由に用途を決定できる一定額の自主執行予算を設ける例も増えており、それに伴い、区役所の企画機能の拡大、区民との協働が求められている。

#### ③区を単位とする自治の仕組み

2004年に地方自治法が改正され、地域自治区制度・地域協議会制度が創設されたが、これに伴い、指定都市は、区ごとに区地域協議会を設置することができるようになった。現在、新潟市及び浜松市が区地域協議会を設置しており、類似の機関を設置する例（川崎市の区民会議等）も増えているが、すべての指定都市がこのような区を単位とする自治の仕組みを設けているわけではない。

## (2) 提言

### 都市内分権の必要性

区は、出先機関として住民に対して行政サービスを提供する役割を担ってきたが、指定都市が基礎自治体としては過大規模であることに鑑み、身近な行政機関である区を、住民と行政との協働の拠点として活用し、さらには住民自治の観点から見直すことが重要である。区の規模や性格は多様であり、各指定都市は、大区役所制を基本としながら、それぞれの置かれた状況に応じて、現行の都市内分権の取り組みを深化させる必要がある。

### 特別市的指定都市と都市内分権

ほぼすべての道府県事務と道府県税を移譲された特別市的指定都市にとって、都市内分権は特に重要な課題である。道府県の機能と基礎自治体の機能とともに市に負わせるのは、市役所組織の肥大化という点でも市長への権力の過度の集中という点でも問題があり、道府県の機能を指定都市に移すのであれば、基礎自治体の機能を区に移すことには合理性がある。逆に、指定都市が区への分権を積極的に進めれば、道府県・市・区の三重行政を防ぐためにも道府県は指定都市から手を引くべきであるという論理が成り立ち、特別市化を目指す指定都市の動きに正統性を与えることになる。

特別市的指定都市は、区を行政区にとどめるとしても、最低限、区長権限の拡大（区長の専決権限の拡大もしくは（地方自治法改正を前提に）副市長を区長に充てる）、市から区への事務移譲、区地域協議会の必置化、自主執行予算の拡大といった改革を行うべきである。また、市民の意思に基づき、区への選挙の導入<sup>13</sup>、あるいは区の自治体化<sup>14</sup>といった更なる都市内分権を選択することが認められるべきであり、そのためには、地方自治法改正等の条件整備も必要である。

---

<sup>13</sup> 区を行政区にとどめた上で、公選区長を設置するか、もしくは公選の委員からなる諮問機関を設置する。

<sup>14</sup> 区を法人区とし、条例制定権・予算議決権を有する区議会の設置、市と区の職員人事の分離、市と区の課税権の分離及び市から区への税源移譲、市区間・区相互間の財政調整制度の導入などの改革を行う。

通常の指定都市と特別市的指定都市

	通常の指定都市		特別市的指定都市
事務移譲	<p>一律移譲事務（現行の法定移譲事務＋市域内の道路・河川・都市計画・農地転用等）</p> <p>その他、市域内の道府県事務の中から、下記のパッケージを任意に選択。</p> <p>（例）交通警察 労働 農林水産 商工 環境 高等学校 大学 病院 文化施設</p>		<p>一律移譲事務（現行の法定移譲事務＋市域内の道路・河川・都市計画・農地転用等）</p> <p>その他、警察（交通警察除く）以外のすべての市域内の道府県事務を市に移譲。</p> <p>（例）交通警察 労働 農林水産 商工 環境 高等学校 大学 病院 文化施設</p> <p>なお、移譲される市域内の道府県事務には下記のものも含まれ得ることに留意が必要。</p> <p>道府県地方三公社（の業務） 道府県出資法人（の業務） 道府県有地 道府県債務 道府県余剰人員</p>
大都市特例税制	<p>一律移譲事務の財源として、市域内の道府県税のうち、下記の税目を市に移譲。</p> <p>個人道府県民税</p> <p>地方消費税</p> <p>（自動車取得税交付金） （軽油引取税交付金）</p> <p>その他、パッケージの選択度合いに応じて、市と道府県との交渉に基づき、移譲する税目を決定。</p>	⇒	<p>市域内の道府県税全税目を市に移譲。</p> <p>個人道府県民税・法人道府県民税 個人事業税・法人事業税 地方消費税 不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車税 鉦区税 自動車取得税 軽油引取税 狩猟税 水利地益税</p> <p>ただし、税収の一部を周辺市町村域内への再分配の原資として道府県に拠出。</p>
広域連携	<p>広域連携の際にも、他の自治体以上の費用負担。</p>		<p>広域連携の際にも、他の自治体以上の費用負担。</p>
都市内分権	<p>現在指定都市が行っている取り組みを、深化させる。</p>		<p>下記の改革を義務づける。</p> <p>区長権限の拡大 市から区への事務移譲 自主執行予算の拡大 区地域協議会の必置化</p>

### Ⅲ 今後の改革に向けて

現在、指定都市を取り巻く環境も指定都市そのものも大きな変化にさらされているが、これまでの地方分権改革では、大都市制度の改革、とくに指定都市が正面から取り上げられることはほとんどなかった。こうした状況に対して、本懇話会は、ここまで述べてきたように指定都市制度の状況と限界を明らかにし、前章では、現行の府県制度を前提に、指定都市制度のあり方についての提言を行った。

これらの考察を踏まえれば、第二期分権改革においては、国の機能は全国レベルでの保障に、道府県の機能はまずは市町村の補完、次いで（大都市圏のない県では）広域行政に限定し、可能な限り基礎自治体への権限移譲を進めるべきである、と考えられる。とりわけ指定都市は、それにふさわしい地方分権型の大都市を構築すべく国・道府県からの権限移譲を要請するだけでなく都市内分権を進めることによって、基礎自治体の一員として、そのさきがけの役割を果たすことを期待されている。

本懇話会は、道州制の行方が定まらない現状をもとに指定都市のあり方について検討を進めたが、今後道州制改革が進められるとしても、指定都市への分権化がそれによって阻まれることがあってはならない。

本報告書の提言が、現在の指定都市制度を地方分権時代にふさわしい大都市制度へと発展させる端緒となれば幸いである。



## 資料編

- “大都市” にふさわしい行財政制度のあり方についての懇話会 委員名簿
- “大都市” にふさわしい行財政制度のあり方についての懇話会 開催実績
- 大都市の現状 一規模と中枢性一
- 指定都市の目的別歳出内訳
- 指定都市の歳入内訳
- 指定都市への権限移譲等に関するアンケート回答集計
- 条例による事務処理特例制度に関するアンケート回答集計
- 指定都市の区役所組織の状況

“大都市”にふさわしい行財政制度のあり方についての懇話会  
委員名簿

座長 関西学院大学総合政策学部教授 村上 芳夫

成蹊大学法学部教授 西村 美香

横浜国立大学大学院国際社会科学部准教授 井手 英策

事務局 財団法人東京市政調査会  
(指定都市市長会より懇話会運営業務を受託)



## “大都市”にふさわしい行財政制度のあり方についての懇話会 開催実績

第1回懇話会 2007年12月17日（月）

- ・懇話会の趣旨について（指定都市市長会事務局）
- ・懇話会の進め方について
- ・大都市制度の概要及び歴史の変遷について
- ・有識者ヒアリング①（東京市政調査会・西尾勝理事長）

第2回懇話会 2008年2月22日（金）

- ・有識者ヒアリング②（東京大学先端科学技術研究センター・大西隆教授）
- ・大都市の類型について

第1回研究会 2008年4月25日（金）

- ・指定都市4市（札幌市・千葉市・浜松市・大阪市）との意見交換

第3回懇話会 2008年5月29日（木）

- ・指定都市制度の問題点及び改革の方向性について

第4回懇話会 2008年6月26日（木）

- ・中間取りまとめについて

中間取りまとめ 2008年7月

第2回研究会 2008年7月31日（木）

- ・有識者ヒアリング③（中央大学法学部・礪崎初仁教授）

第5回懇話会 2008年9月16日(火)

- ・第二期地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会の取り組みについて  
(指定都市市長会事務局)
- ・大都市にふさわしい行財政制度のあり方について

第6回懇話会 2008年10月31日(金)

- ・大都市にふさわしい行財政制度のあり方について

第7回懇話会 2008年11月28日(金)

- ・これまでの議論のまとめについて

第8回懇話会 2008年12月19日(金)

- ・これまでの議論のまとめについて

第9回懇話会 2009年1月30日(金)

- ・これまでの議論のまとめについて

第10回懇話会 2009年2月24日(火)

- ・報告書(案)について

第11回懇話会 2009年3月17日(火)

- ・報告書(案)について

# 大都市の現状 —規模と中枢性—

## I 人口

	規模指標						中枢性指標			
	人口		人口集中地区人口密度 (1km <sup>2</sup> 当たり)		人口集中地区 対市域面積比率(%)		昼夜間人口比率		対都道府県人口比率 (%)	
		偏差値		偏差値		偏差値		偏差値		偏差値
札幌市	1880863	58.5	7966.4	54.9	20.3%	47.2	1.01	49.1	33.4%	57.0
仙台市	1025098	51.3	6951.9	50.3	16.6%	45.8	1.08	56.3	43.4%	64.0
さいたま市	1176314	52.6	9344.5	61.1	53.1%	59.8	0.92	39.6	16.7%	45.3
千葉市	924319	50.4	7022.9	50.6	43.5%	56.1	0.97	45.2	15.3%	44.3
川崎市	1327011	53.8	9974.3	64.0	92.5%	74.8	0.87	34.5	15.1%	44.2
横浜市	3579628	72.7	10036.3	64.3	79.5%	69.8	0.90	38.0	40.7%	62.1
新潟市	813847	49.5	5738.7	44.7	13.9%	44.8	1.02	50.3	33.5%	57.0
静岡市	713723	48.7	6081.4	46.3	7.4%	42.3	1.04	52.3	18.8%	46.8
浜松市	804032	49.4	5604.4	44.1	5.6%	41.6	1.01	48.9	21.2%	48.5
名古屋市	2215062	61.3	7889.9	54.5	83.8%	71.5	1.15	63.7	30.5%	55.0
京都市	1474811	55.1	9903.9	63.7	16.9%	45.9	1.08	57.0	55.7%	72.6
大阪市	2628811	64.8	11857.4	72.6	99.8%	77.5	1.38	88.3	29.8%	54.5
堺市	830966	49.7	7557.7	53.0	70.1%	66.2	0.93	41.3	9.4%	40.2
神戸市	1525393	55.5	9536.2	62.0	26.8%	49.7	1.02	50.1	27.3%	52.7
広島市	1154391	52.4	7436.9	52.5	14.9%	45.2	1.03	50.9	40.1%	61.7
北九州市	993525	51.0	5667.2	44.4	32.1%	51.7	1.03	51.1	19.7%	47.4
福岡市	1401279	54.4	8936.7	59.3	44.2%	56.3	1.13	62.4	27.7%	53.0
相模原市	701630	48.6	8998.9	59.6	21.7%	47.7	0.87	34.7	8.0%	39.2
岡山市	696172	48.5	5797.9	45.0	9.9%	43.3	1.05	53.8	35.6%	58.5
函館市	294264	45.2	5983.6	45.8	6.2%	41.9	1.03	51.7	5.2%	37.3
旭川市	355004	45.7	4158	37.5	10.5%	43.5	1.01	48.9	6.3%	38.1
青森市	311508	45.3	6091.2	46.3	4.7%	41.3	1.02	50.0	21.7%	48.8
盛岡市	300746	45.2	5896.6	45.4	4.4%	41.2	1.06	54.9	21.7%	48.8
秋田市	333109	45.5	4915.8	41.0	5.9%	41.7	1.05	53.5	29.1%	54.0
郡山市	338834	45.5	5183.3	42.2	5.9%	41.7	1.06	54.5	16.2%	45.0
いわき市	354492	45.7	3753.9	35.7	3.7%	40.9	1.00	48.2	17.0%	45.5
宇都宮市	502396	46.9	5447.8	43.4	16.6%	45.8	1.06	54.6	24.9%	51.1
川越市	333795	45.5	8173.7	55.8	29.9%	50.9	0.97	44.5	4.7%	37.0
船橋市	569835	47.5	9530.4	62.0	66.5%	64.9	0.84	31.0	9.4%	40.2
柏市	380963	45.9	8757.7	58.5	33.8%	52.4	0.90	37.6	6.3%	38.0
横須賀市	426178	46.3	6944.1	50.2	57.8%	61.5	0.91	38.3	4.8%	37.0
富山市	421239	46.2	4030.2	37.0	4.4%	41.2	1.06	54.7	37.9%	60.1
金沢市	454607	46.5	6174.7	46.7	12.7%	44.3	1.09	57.4	38.7%	60.7
長野市	378512	45.9	5324.8	42.8	6.4%	42.0	1.05	53.1	17.2%	45.7
岐阜市	413367	46.2	5367	43.0	26.8%	49.7	1.05	53.2	19.6%	47.4
豊橋市	372479	45.8	6019.8	46.0	16.6%	45.8	0.98	46.3	5.1%	37.2
岡崎市	363807	45.7	5534.5	43.8	12.4%	44.2	0.93	40.9	5.0%	37.2
豊田市	412141	46.1	6018	46.0	4.4%	41.2	1.09	57.6	5.7%	37.6
高槻市	351826	45.6	10190.9	65.0	31.5%	51.5	0.85	31.9	4.0%	36.4
東大阪市	513821	47.0	10355.5	65.7	80.0%	70.0	1.04	52.3	5.8%	37.7
姫路市	536232	47.2	4148.6	37.5	16.8%	45.9	1.02	50.2	9.6%	40.4
西宮市	465337	46.6	10849.8	68.0	40.3%	54.9	0.88	35.4	8.3%	39.5
奈良市	370102	45.8	6832.5	49.7	16.8%	45.9	0.93	40.4	26.0%	51.8
和歌山市	375591	45.8	4599.7	39.5	30.4%	51.1	1.04	52.6	36.3%	59.0
倉敷市	469377	46.6	3170	33.0	24.4%	48.8	0.98	46.6	24.0%	50.4
福山市	459087	46.5	4331.4	38.3	11.3%	43.8	1.00	48.7	16.0%	44.8
下関市	290693	45.1	4785.8	40.4	5.6%	41.6	0.99	46.8	19.5%	47.3
高松市	418125	46.2	5319.6	42.8	10.7%	43.6	1.06	54.0	41.3%	62.5
松山市	514937	47.0	6328.4	47.4	15.4%	45.4	1.02	50.3	35.1%	58.2
高知市	348990	45.6	6358	47.5	14.3%	45.0	1.03	51.8	43.8%	64.3
久留米市	306434	45.3	5683.1	44.5	14.1%	44.9	1.01	49.1	6.1%	37.9
長崎市	455206	46.5	7456.5	52.5	11.2%	43.8	1.03	51.2	30.8%	55.2
熊本市	669603	48.3	6675.3	49.0	31.2%	51.4	1.04	52.8	36.3%	59.1
大分市	462317	46.6	4798	40.4	13.2%	44.5	1.03	50.9	38.2%	60.4
宮崎市	366897	45.8	5422.1	43.3	7.8%	42.5	1.03	51.1	31.8%	55.9
鹿児島市	604367	47.8	6539.8	48.4	13.7%	44.7	1.02	50.2	34.5%	57.7
東京都区部	8489653	113.9	13663.2	80.8	100.0%	77.6	1.35	85.2	67.5%	80.8
平均	871100.807		6896.78596		0.27560886		1.01739033		0.23394352	
標準偏差	1191544.15		2197.35829		0.26230926		0.09481004		0.14311965	

データ出典

○人口

○人口集中地区人口密度

○昼夜間人口比率

平成17年国勢調査(2005年10月1日)

\* 調査時点以降、2008年1月1日までに市町村合併を行った市については、旧市町村の数値を合算したものを掲載。

○人口集中地区対市域面積比率

○対都道府県人口比率

平成17年国勢調査(2005年10月1日)をもとに算出

\* 調査時点以降、2008年1月1日までに市町村合併を行った市については、旧市町村の数値を合算したものを掲載。

大都市の現状 —規模と中枢性—

Ⅱ 経済

	規模指標						中枢性指標					
	全産業事業所数		製造品出荷額等 (百万円)		年間商品販売額 (百万円)		上場企業本社数		銀行業事業所数		証券業・商品先物 取引業事業所数	
		偏差値		偏差値		偏差値		偏差値		偏差値		偏差値
札幌市	74191	54.1	560081	44.8	10026501	51.4	49	49.7	201	56.3	29	49.4
仙台市	46959	50.6	846634	46.4	7836820	50.5	21	48.6	142	52.4	29	49.4
さいたま市	40403	49.7	830907	46.3	4068709	48.8	27	48.8	99	49.5	23	49.0
千葉市	28174	48.1	1050576	47.6	3291044	48.5	21	48.6	88	48.8	20	48.7
川崎市	40260	49.7	4229776	65.6	3039567	48.4	30	48.9	72	47.8	14	48.3
横浜市	109632	58.8	4416376	66.6	9310509	51.1	116	52.4	255	59.8	66	52.2
新潟市	38887	49.5	927218	46.9	3698218	48.7	16	48.4	115	50.6	23	49.0
静岡市	38771	49.5	1622227	50.8	3304482	48.5	19	48.5	87	48.8	20	48.7
浜松市	37194	49.3	2753302	57.2	2772638	48.3	17	48.4	68	47.5	13	48.2
名古屋市	130013	61.5	3694611	62.6	27863397	59.3	155	54.0	331	64.8	132	57.1
京都市	78333	54.7	2234276	54.3	5649657	49.5	61	50.2	133	51.8	32	49.6
大阪市	201462	70.9	4045047	64.5	45652059	67.1	420	64.6	416	70.4	186	61.2
堺市	29978	48.3	2698492	56.9	1704060	47.8	18	48.4	72	47.8	12	48.1
神戸市	72788	54.0	2552124	56.1	5712718	49.5	58	50.1	140	52.2	34	49.8
広島市	55195	51.6	1915332	52.5	8032619	50.6	24	48.7	154	53.2	31	49.6
北九州市	47238	50.6	1876989	52.2	3078895	48.4	21	48.6	117	50.7	11	48.1
福岡市	70359	53.6	602997	45.0	13522291	53.0	53	49.9	240	58.8	69	52.4
相模原市	22794	47.4	1458425	49.9	1302828	47.6	9	48.1	47	46.1	3	47.5
岡山市	30080	48.3	938882	46.9	3023746	48.4	15	48.3	96	49.3	25	49.1
函館市	15162	46.4	177977	42.6	960919	47.5	1	47.8	34	45.3	3	47.5
旭川市	15774	46.5	191397	42.7	1357610	47.6	0	47.7	21	44.4	2	47.4
青森市	15085	46.4	100786	42.2	1240758	47.6	3	47.8	69	47.6	3	47.5
盛岡市	15757	46.5	259070	43.1	1364748	47.6	6	48.0	84	48.6	12	48.1
秋田市	16886	46.6	330383	43.5	1357078	47.6	2	47.8	79	48.2	4	47.5
郡山市	16970	46.6	966697	47.1	1451547	47.7	3	47.8	64	47.2	3	47.5
いわき市	14809	46.3	1070077	47.7	815339	47.4	4	47.9	41	45.7	2	47.4
宇都宮市	21107	47.2	1602589	50.7	2593392	48.2	8	48.0	69	47.6	13	48.2
川越市	10724	45.8	998589	47.3	785777	47.4	5	47.9	22	44.5	6	47.7
船橋市	15272	46.4	671247	45.4	1099864	47.5	4	47.9	51	46.4	9	47.9
柏市	11474	45.9	366550	43.7	901651	47.4	5	47.9	34	45.3	9	47.9
横須賀市	14456	46.3	926959	46.9	616161	47.3	2	47.8	26	44.7	5	47.6
富山市	22880	47.4	1172533	48.3	1870714	47.9	9	48.1	101	49.7	18	48.6
金沢市	27512	48.0	543392	44.7	2938766	48.3	14	48.3	95	49.3	20	48.7
長野市	20883	47.1	433054	44.1	1883636	47.9	12	48.2	44	45.9	14	48.3
岐阜市	24308	47.6	308619	43.4	1909410	47.9	8	48.0	85	48.6	14	48.3
豊橋市	16105	46.5	1173899	48.3	1198207	47.6	4	47.9	15	44.0	12	48.1
岡崎市	15038	46.4	1450463	49.8	1035640	47.5	5	47.9	14	43.9	7	47.8
豊田市	14213	46.3	11037871	104.2	1575317	47.7	4	47.9	16	44.1	4	47.5
高槻市	9413	45.6	384300	43.8	663305	47.3	4	47.9	21	44.4	5	47.6
東大阪市	28053	48.1	1134243	48.0	2342694	48.1	10	48.1	45	46.0	6	47.7
姫路市	27023	47.9	2093658	53.5	1722740	47.8	15	48.3	27	44.8	12	48.1
西宮市	13646	46.2	427091	44.0	733338	47.4	11	48.2	29	44.9	11	48.1
奈良市	11826	45.9	174029	42.6	635292	47.3	1	47.8	50	46.3	11	48.1
和歌山市	16830	46.6	1397028	49.5	878237	47.4	6	48.0	35	45.3	12	48.1
倉敷市	18849	46.9	3943990	64.0	1178866	47.6	3	47.8	48	46.2	5	47.6
福山市	23660	47.5	1617625	50.8	1450438	47.7	13	48.2	59	46.9	8	47.8
下関市	13319	46.1	505095	44.5	723405	47.4	4	47.9	48	46.2	6	47.7
高松市	23311	47.5	314175	43.4	2750365	48.2	16	48.4	96	49.3	17	48.5
松山市	21655	47.2	393312	43.8	1697448	47.8	7	48.0	89	48.9	10	48.0
高知市	17698	46.7	143866	42.4	1063218	47.5	6	48.0	75	48.0	7	47.8
久留米市	14935	46.4	250461	43.0	919569	47.4	2	47.8	52	46.4	4	47.5
長崎市	20830	47.1	537039	44.7	1388917	47.6	2	47.8	83	48.5	5	47.6
熊本市	28341	48.1	296971	43.3	2430659	48.1	4	47.9	111	50.3	11	48.1
大分市	19982	47.0	2348327	54.9	1485619	47.7	4	47.9	77	48.1	6	47.7
宮崎市	18740	46.9	130405	42.3	1422335	47.7	3	47.8	69	47.6	6	47.7
鹿児島市	29721	48.3	339184	43.5	2707797	48.2	9	48.1	92	49.1	10	48.0
東京都区部	557107	117.6	4928408	69.5	169114608	121.2	1860	122.7	1097	115.3	1010	122.9
平均	42667.807		1480625.06		6757125.3		56.6491228		105.964912		36.7368421	
標準偏差	76071.4106		1764009.98		22788758.7		248.145224		151.743778		133.485991	

データ出典

○全産業事業所数  
○銀行業事業所数  
○証券業・商品先物取引業事業所数  
平成18年事業所・企業統計調査(2006年10月1日)  
\* 調査時点以降の市町村合併の結果は反映されていない。

○製造品出荷額等  
平成17年工業統計調査(2005年12月31日)  
\* 調査時点以降、2008年1月1日までに市町村合併を行った市については、旧市町村の数値を合算したものを掲載。

○年間商品販売額  
平成16年商業統計調査(2004年6月1日)  
\* 調査時点以降、2008年1月1日までに市町村合併を行った市については、旧市町村の数値を合算したものを掲載。

○上場企業本社数  
上場企業LIST(日本の会社一覧表)  
<http://www.rs-kumamoto.com/JK/>  
(2008年2月6日閲覧)

大都市の現状 —規模と中枢性—

Ⅲ 行政

	規模指標						中枢性指標			
	地方公務員従業者数		基準財政需要額 (百万円)		歳出総額 (百万円)		国家公務員従業者数		管区地方支分部局等数	
		偏差値		偏差値		偏差値		偏差値		偏差値
札幌市	17419	56.2	334251	68.1	802835	60.2	13944	57.0	21	79.9
仙台市	10135	50.8	173155	54.3	395464	51.3	9840	53.8	19	76.6
さいたま市	12365	52.5	163377	53.5	364214	50.6	8665	52.8	12	64.8
千葉市	12361	52.5	138543	51.3	355467	50.4	3579	48.9	0	44.7
川崎市	7514	48.9	202037	56.8	506269	53.7	1023	46.9	0	44.7
横浜市	28138	64.0	573190	88.7	1342892	72.0	7439	51.9	4	51.4
新潟市	9623	50.5	135787	51.1	280883	48.8	3296	48.7	4	51.4
静岡市	9016	50.0	118792	49.6	239796	47.9	2165	47.8	0	44.7
浜松市	5167	47.2	122039	49.9	240681	47.9	2997	48.4	0	44.7
名古屋市	22019	59.5	394648	73.3	960297	63.6	11681	55.2	19	76.6
京都市	15822	55.0	285814	64.0	672032	57.3	4814	49.8	1	46.3
大阪市	33306	67.8	557149	87.3	1664689	79.0	13427	56.6	20	78.3
堺市	5463	47.4	123887	50.1	268866	48.5	1602	47.3	0	44.7
神戸市	17459	56.2	328681	67.7	1118156	67.0	4956	50.0	4	51.4
広島市	12472	52.6	209201	57.4	507799	53.7	5926	50.7	17	73.2
北九州市	8086	49.3	201433	56.7	518673	53.9	3546	48.9	2	48.0
福岡市	16538	55.5	259928	61.8	703901	58.0	7372	51.8	17	73.2
相模原市	4276	46.5	84368	46.7	175746	46.5	463	46.4	0	44.7
岡山市	7388	48.8	116423	49.4	233460	47.7	2838	48.3	2	48.0
函館市	3157	45.7	58876	44.5	129645	45.4	2570	48.1	2	48.0
旭川市	3244	45.8	66398	45.1	149441	45.9	4503	49.6	0	44.7
青森市	5488	47.4	51421	43.8	114094	45.1	3373	48.7	0	44.7
盛岡市	4984	47.1	47678	43.5	97494	44.7	1341	47.1	0	44.7
秋田市	5532	47.5	56912	44.3	119635	45.2	2799	48.3	1	46.3
郡山市	2639	45.4	52097	43.9	102172	44.8	1811	47.5	0	44.7
いわき市	2520	45.3	57156	44.3	120395	45.2	504	46.5	0	44.7
宇都宮市	6336	48.1	69825	45.4	147745	45.8	2641	48.1	0	44.7
川越市	2360	45.1	41072	43.0	85032	44.5	840	46.7	0	44.7
船橋市	3890	46.3	68855	45.3	137342	45.6	2822	48.3	0	44.7
柏市	2371	45.2	46715	43.4	91548	44.6	1643	47.4	0	44.7
横須賀市	3105	45.7	61723	44.7	133365	45.5	10016	53.9	0	44.7
富山市	5387	47.4	75156	45.9	177385	46.5	1366	47.2	0	44.7
金沢市	4553	46.8	81144	46.4	159624	46.1	3688	49.0	4	51.4
長野市	5732	47.6	65997	45.1	135217	45.6	1490	47.3	2	48.0
岐阜市	6161	47.9	62940	44.8	131532	45.5	1784	47.5	0	44.7
豊橋市	2488	45.2	51342	43.8	104398	44.9	632	46.6	0	44.7
岡崎市	2330	45.1	45201	43.3	99512	44.8	525	46.5	0	44.7
豊田市	2882	45.5	52518	43.9	157532	46.1	261	46.3	0	44.7
高槻市	1987	44.9	49336	43.7	92352	44.6	0	46.1	0	44.7
東大阪市	3025	45.6	77507	46.1	173244	46.4	459	46.4	0	44.7
姫路市	3786	46.2	84472	46.7	191488	46.8	1776	47.5	0	44.7
西宮市	2772	45.4	69871	45.4	145617	45.8	379	46.4	0	44.7
奈良市	5010	47.1	55633	44.2	111225	45.0	1334	47.1	0	44.7
和歌山市	6349	48.1	58093	44.4	119527	45.2	1443	47.2	0	44.7
倉敷市	3033	45.6	73486	45.7	167835	46.3	650	46.6	0	44.7
福山市	3287	45.8	71539	45.6	155081	46.0	528	46.5	0	44.7
下関市	2618	45.3	51429	43.8	115361	45.1	1595	47.3	0	44.7
高松市	5043	47.1	67758	45.2	145609	45.8	3482	48.8	11	63.1
松山市	6075	47.9	77964	46.1	158660	46.1	2031	47.7	1	46.3
高知市	4782	46.9	65339	45.0	136257	45.6	1362	47.2	1	46.3
久留米市	2692	45.4	45983	43.4	100596	44.8	2648	48.2	0	44.7
長崎市	6767	48.4	81663	46.4	206355	47.1	1681	47.4	2	48.0
熊本市	7485	48.9	103579	48.3	208804	47.2	9504	53.5	6	54.7
大分市	5867	47.7	67011	45.2	145928	45.8	1750	47.5	0	44.7
宮崎市	5236	47.3	61798	44.7	139603	45.7	1438	47.2	0	44.7
鹿児島市	6918	48.5	94930	47.6	208610	47.2	2051	47.7	1	46.3
東京都区部	99752	116.5	—	—	2795392	103.7	97711	122.3	8	58.1
平均	8986.14035		123091.503		337943.342		5017.61404		3.1754386	
標準偏差	13651.0624		116410.715		457702.3		12827.9539		5.95339445	

データ出典

- 地方公務員従業者数
- 国家公務員従業者数  
平成18年事業所・企業統計調査(2006年10月1日)  
\* 調査時点以降の市町村合併の結果は反映されていない。
- 基準財政需要額
- 歳出総額  
平成17年度市町村別決算状況調(2006年3月31日)  
\* 調査時点以降、2008年1月1日までに市町村合併を行った市については、旧市町村の数値を合算したものを掲載。
- 管区地方支分部局等数  
法令及び各省庁ウェブサイト  
・人事院: 地方事務局  
・公正取引委員会: 地方事務所  
・警察庁: 管区警察局  
・総務省: 管区行政評価局・総合通信局  
・法務省: 矯正管区・地方更生保護委員会・法務局・地方入国管理局  
・公安調査庁: 公安調査局  
・財務省: 財務局・税関  
・国税庁: 国税局  
・厚生労働省: 地方厚生局  
・中央労働委員会: 地方事務所  
・農林水産省: 地方農政局  
・林野庁: 森林管理局  
・水産庁: 漁業調整事務所  
・経済産業省: 経済産業局  
・資源エネルギー庁: 産業保安監督部  
・国土交通省: 地方整備局・北海道開発局・地方運輸局・地方航空局・航空交通管制部  
・気象庁: 管区气象台・海洋气象台  
・海上保安庁: 管区海上保安本部  
・環境省: 地方環境事務所  
・防衛省: 地方防衛局

# 大都市の現状 ―規模と中枢性―

## IV 情報・文化

	規模指標						中枢性指標							
	情報サービス業 従業者数		映像・音声・文字情報 制作業従業者数		学術・開発研究機関 従業者数		広告業従業者数		放送業事業所数		専門サービス業 事業所数		学術・開発研究機関 事業所数	
		偏差値		偏差値		偏差値		偏差値		偏差値		偏差値		偏差値
札幌市	18182	50.7	4052	50.0	2258	50.8	2699	50.6	25	53.6	3421	52.9	78	54.5
仙台市	10395	49.4	2451	49.2	3044	52.6	1977	49.7	23	52.9	2215	50.5	70	53.6
さいたま市	7067	48.8	1234	48.6	1100	48.2	1126	48.7	11	48.6	1496	49.1	34	49.4
千葉市	8815	49.1	794	48.4	2527	51.4	889	48.5	9	47.9	1030	48.1	45	50.7
川崎市	26835	52.2	349	48.2	17986	86.4	486	48.0	7	47.2	1032	48.1	67	53.3
横浜市	43067	54.9	2050	49.0	10306	69.0	3419	51.4	23	52.9	4450	55.0	130	60.5
新潟市	4837	48.4	1325	48.7	591	47.1	696	48.2	12	49.0	1324	48.7	34	49.4
静岡市	3377	48.2	1302	48.6	438	46.7	1376	49.0	12	49.0	1363	48.8	18	47.6
浜松市	3178	48.1	680	48.3	1533	49.2	451	47.9	5	46.4	1280	48.6	39	50.0
名古屋市	35688	53.7	8428	52.2	2001	50.3	8241	57.1	49	62.3	6378	58.8	79	54.6
京都市	6773	48.7	3343	49.7	4547	56.0	1458	49.1	11	48.6	2721	51.5	104	57.5
大阪市	78900	61.0	18678	57.2	3250	53.1	15962	66.2	109	83.8	12057	70.1	111	58.3
堺市	889	47.7	203	48.1	156	46.1	215	47.7	2	45.4	752	47.6	6	46.2
神戸市	9211	49.2	1527	48.8	2531	51.5	1104	48.7	14	49.7	2727	51.5	84	55.2
広島市	9804	49.3	2270	49.1	993	48.0	2136	49.9	18	51.1	2534	51.1	30	49.0
北九州市	5043	48.5	1127	48.6	650	47.2	775	48.3	10	48.2	1408	48.9	38	49.9
福岡市	26158	52.0	5885	50.9	607	47.1	4123	52.3	44	60.5	3680	53.4	36	49.7
相模原市	1895	47.9	161	48.1	1226	48.5	257	47.7	3	45.7	778	47.6	19	47.7
岡山市	6162	48.6	1200	48.6	757	47.5	883	48.4	10	48.2	1170	48.4	35	49.5
函館市	736	47.7	311	48.2	117	46.0	123	47.6	13	49.3	389	46.9	10	46.7
旭川市	460	47.7	425	48.2	205	46.2	218	47.7	8	47.5	471	47.0	3	45.8
青森市	1252	47.8	577	48.3	234	46.3	248	47.7	8	47.5	430	46.9	11	46.8
盛岡市	2429	48.0	715	48.4	1079	48.2	503	48.0	10	48.2	592	47.3	17	47.5
秋田市	1335	47.8	586	48.3	526	46.9	333	47.8	10	48.2	640	47.4	16	47.3
郡山市	1341	47.8	221	48.1	319	46.5	587	48.1	10	48.2	624	47.3	8	46.4
いわき市	681	47.7	197	48.1	122	46.0	74	47.5	3	45.7	409	46.9	5	46.1
宇都宮市	3365	48.2	744	48.4	1072	48.2	1285	48.9	10	48.2	835	47.7	22	48.0
川越市	924	47.8	250	48.1	327	46.5	600	48.1	4	46.1	362	46.8	8	46.4
船橋市	1467	47.8	59	48.0	664	47.2	457	47.9	2	45.4	463	47.0	13	47.0
柏市	1103	47.8	62	48.0	1093	48.2	213	47.7	3	45.7	322	46.7	25	48.4
横須賀市	1705	47.9	33	48.0	3625	53.9	30	47.4	3	45.7	368	46.8	24	48.3
富山市	3633	48.2	845	48.4	537	47.0	919	48.5	11	48.6	752	47.6	30	49.0
金沢市	4344	48.3	1370	48.7	653	47.2	604	48.1	12	49.0	1152	48.4	17	47.5
長野市	3890	48.3	1574	48.8	252	46.3	501	48.0	12	49.0	844	47.8	15	47.2
岐阜市	1206	47.8	624	48.3	296	46.4	388	47.9	7	47.2	892	47.9	16	47.3
豊橋市	785	47.7	265	48.1	85	45.9	249	47.7	6	46.8	595	47.3	11	46.8
岡崎市	479	47.7	416	48.2	3431	53.5	245	47.7	3	45.7	532	47.1	12	46.9
豊田市	810	47.7	180	48.1	66	45.9	173	47.6	3	45.7	440	47.0	4	46.0
高槻市	724	47.7	37	48.0	630	47.2	44	47.5	2	45.4	230	46.5	9	46.5
東大阪市	250	47.6	240	48.1	63	45.9	154	47.6	1	45.0	445	47.0	7	46.3
姫路市	1627	47.9	276	48.1	293	46.4	490	48.0	6	46.8	875	47.8	8	46.4
西宮市	938	47.8	50	48.0	71	45.9	199	47.6	3	45.7	385	46.8	13	47.0
奈良市	396	47.7	263	48.1	448	46.8	177	47.6	4	46.1	435	46.9	13	47.0
和歌山市	884	47.7	307	48.2	329	46.5	323	47.8	3	45.7	558	47.2	8	46.4
倉敷市	957	47.8	65	48.0	210	46.2	121	47.5	6	46.8	478	47.0	4	46.0
福山市	1556	47.9	411	48.2	600	47.1	319	47.8	6	46.8	722	47.5	6	46.2
下関市	244	47.6	233	48.1	15	45.8	119	47.5	6	46.8	368	46.8	4	46.0
高松市	2402	48.0	725	48.4	638	47.2	661	48.2	13	49.3	877	47.8	28	48.7
松山市	2443	48.0	1218	48.6	357	46.5	404	47.9	9	47.9	845	47.8	10	46.7
高知市	1019	47.8	802	48.4	180	46.1	260	47.7	9	47.9	716	47.5	8	46.4
久留米市	537	47.7	175	48.1	441	46.7	202	47.6	4	46.1	507	47.1	26	48.5
長崎市	1316	47.8	612	48.3	1747	49.7	282	47.7	16	50.4	610	47.3	17	47.5
熊本市	3285	48.2	1407	48.7	490	46.8	929	48.5	8	47.5	1342	48.8	25	48.4
大分市	2241	48.0	719	48.4	166	46.1	466	48.0	11	48.6	866	47.8	14	47.1
宮崎市	1710	47.9	776	48.4	659	47.2	291	47.7	8	47.5	765	47.6	19	47.7
鹿児島市	2259	48.0	1011	48.5	916	47.8	835	48.4	13	49.3	1260	48.6	25	48.4
東京都区部	444038	123.0	154620	124.2	27989	108.9	63234	121.9	187	111.9	36950	119.8	650	120.7
平均	14158.7193		4043.15789		1885.01754		2202.33333		14.9122807		1967.75439		38.9122807	
標準偏差	58868.6805		20304.6802		4428.46037		8488.40169		27.806525		5014.51147		86.4058723	

データ出典

- 情報サービス業従業者数
  - 映像・音声・文字情報制作業従業者数
  - 学術・開発研究機関従業者数
  - 広告業従業者数
  - 放送業事業所数
  - 専門サービス業事業所数
  - 学術・開発研究機関事業所数
- 平成18年事業所・企業統計調査  
(2006年10月1日)
- \* 調査時点以降の市町村合併の結果は  
反映されていない。

大都市の現状 —規模と中枢性—

規模指標(偏差値)

	Ⅰ 人口			Ⅱ 経済			Ⅲ 行政			Ⅳ 情報・文化				Ⅰ 平均	Ⅱ 平均	Ⅲ 平均	Ⅳ 平均	全平均	
	人口	人口集中地区 人口密度	人口集中地区 対市域面積比率	全産業事業所数	製造品出荷額等	年間商品販売額	地方公務員 従業者数	基準財政需要額	歳出総額	情報サービス業 従業者数	映像・音声・ 文字情報制作業 従業者数	学術・開発研究 機関従業者数	広告業従業者数						
札幌市	58.5	54.9	47.2	54.1	44.8	51.4	56.2	68.1	60.2	50.7	50.0	50.8	50.6	53.5	50.1	61.5	50.5	53.7	札幌市
仙台市	51.3	50.3	45.8	50.6	46.4	50.5	50.8	54.3	51.3	49.4	49.2	52.6	49.7	49.1	49.1	52.1	50.2	50.2	仙台市
さいたま市	52.6	61.1	59.8	49.7	46.3	48.8	52.5	53.5	50.6	48.8	48.6	48.2	48.7	57.8	48.3	52.2	48.6	51.5	さいたま市
千葉市	50.4	50.6	56.1	48.1	47.6	48.5	52.5	51.3	50.4	49.1	48.4	51.4	48.5	52.4	48.0	51.4	49.3	50.2	千葉市
川崎市	53.8	64.0	74.8	49.7	65.6	48.4	48.9	56.8	53.7	52.2	48.2	86.4	48.0	64.2	54.5	53.1	58.7	57.7	川崎市
横浜市	72.7	64.3	69.8	58.8	66.6	51.1	64.0	88.7	72.0	54.9	49.0	69.0	51.4	68.9	58.9	74.9	56.1	64.0	横浜市
新潟市	49.5	44.7	44.8	49.5	46.9	48.7	50.5	51.1	48.8	48.4	48.7	47.1	48.2	46.3	48.3	50.1	48.1	48.2	新潟市
静岡市	48.7	46.3	42.3	49.5	50.8	48.5	50.0	49.6	47.9	48.2	48.6	46.7	49.0	45.8	49.6	49.2	48.1	48.2	静岡市
浜松市	49.4	44.1	41.6	49.3	57.2	48.3	47.2	49.9	47.9	48.1	48.3	49.2	47.9	45.1	51.6	48.3	48.4	48.3	浜松市
名古屋市	61.3	54.5	71.5	61.5	62.6	59.3	59.5	73.3	63.6	53.7	52.2	50.3	57.1	62.4	61.1	65.5	53.3	60.0	名古屋市
京都市	55.1	63.7	45.9	54.7	54.3	49.5	55.0	64.0	57.3	48.7	49.7	56.0	49.1	54.9	52.8	58.8	50.9	54.1	京都市
大阪市	64.8	72.6	77.5	70.9	64.5	67.1	67.8	87.3	79.0	61.0	57.2	53.1	66.2	71.6	67.5	78.0	59.4	68.4	大阪市
堺市	49.7	53.0	66.2	48.3	56.9	47.8	47.4	50.1	48.5	47.7	48.1	46.1	47.7	56.3	51.0	48.7	47.4	50.6	堺市
神戸市	55.5	62.0	49.7	54.0	56.1	49.5	56.2	67.7	67.0	49.2	48.8	51.5	48.7	55.7	53.2	63.6	49.5	55.1	神戸市
広島市	52.4	52.5	45.2	51.6	52.5	50.6	52.6	57.4	53.7	49.3	49.1	48.0	49.9	50.0	51.6	54.6	49.1	51.1	広島市
北九州市	51.0	44.4	51.7	50.6	52.2	48.4	49.3	56.7	53.9	48.5	48.6	47.2	48.3	49.1	50.4	53.3	48.1	50.1	北九州市
福岡市	54.4	59.3	56.3	53.6	45.0	53.0	55.5	61.8	58.0	52.0	50.9	47.1	52.3	56.7	50.5	58.4	50.6	53.8	福岡市
相模原市	48.6	59.6	47.7	47.4	49.9	47.6	46.5	46.7	46.5	47.9	48.1	48.5	47.7	52.0	48.3	46.6	48.1	48.7	相模原市
岡山市	48.5	45.0	43.3	48.3	46.9	48.4	48.8	49.4	47.7	48.6	48.6	47.5	48.4	45.6	47.9	46.7	48.3	47.7	岡山市
函館市	45.2	45.8	41.9	46.4	42.6	47.5	45.7	44.5	45.4	47.7	48.2	46.0	47.6	44.3	45.5	45.2	47.4	45.7	函館市
旭川市	45.7	37.5	43.5	46.5	42.7	47.6	45.8	45.1	45.9	47.7	48.2	46.2	47.7	42.2	45.6	45.6	47.4	45.4	旭川市
青森市	45.3	46.3	41.3	46.4	42.2	47.6	47.4	43.8	45.1	47.8	48.3	46.3	47.7	44.3	45.4	45.5	47.5	45.8	青森市
盛岡市	45.2	45.4	41.2	46.5	43.1	47.6	47.1	43.5	44.7	48.0	48.4	48.2	48.0	43.9	45.7	45.1	48.1	45.9	盛岡市
秋田市	45.5	41.0	41.7	46.6	43.5	47.6	47.5	44.3	45.2	47.8	48.3	46.9	47.8	42.7	45.9	45.7	47.7	45.7	秋田市
郡山市	45.5	42.2	41.7	46.6	47.1	47.7	45.4	43.9	44.8	47.8	48.1	46.5	48.1	43.2	47.1	44.7	47.6	45.8	郡山市
いわき市	45.7	35.7	40.9	46.3	47.7	47.4	45.3	44.3	45.2	47.7	48.1	46.0	47.5	40.8	47.1	44.9	47.3	45.2	いわき市
宇都宮市	46.9	43.4	45.8	47.2	50.7	48.2	48.1	45.4	45.8	48.2	48.4	48.2	48.9	45.4	48.7	46.4	48.4	47.3	宇都宮市
川越市	45.5	55.8	50.9	45.8	47.3	47.4	45.1	43.0	44.5	47.8	48.1	46.5	48.1	50.7	46.8	44.2	47.6	47.4	川越市
船橋市	47.5	62.0	64.9	46.4	45.4	47.5	46.3	45.3	45.6	47.8	48.0	47.2	47.9	58.1	46.4	45.7	47.8	49.4	船橋市
柏市	45.9	58.5	52.4	45.9	43.7	47.4	45.2	43.4	44.6	47.8	48.0	48.2	47.7	52.2	45.7	44.4	47.9	47.6	柏市
横須賀市	46.3	50.2	61.5	46.3	46.9	47.3	45.7	44.7	45.5	47.9	48.0	53.9	47.4	52.7	46.8	45.3	49.3	48.6	横須賀市
富山市	46.2	37.0	41.2	47.4	48.3	47.9	47.4	45.9	46.5	48.2	48.4	47.0	48.5	41.4	47.8	46.6	48.0	46.1	富山市
金沢市	46.5	46.7	44.3	48.0	44.7	48.3	46.8	46.4	46.1	48.3	48.7	47.2	48.1	45.8	47.0	46.4	48.1	46.9	金沢市
長野市	45.9	42.8	42.0	47.1	44.1	47.9	47.6	45.1	45.6	48.3	48.8	46.3	48.0	43.6	46.4	46.1	47.8	46.1	長野市
岐阜市	46.2	43.0	49.7	47.6	43.4	47.9	47.9	44.8	45.5	47.8	48.3	46.4	47.9	46.3	46.3	46.1	47.6	46.6	岐阜市
豊橋市	45.8	46.0	45.8	46.5	48.3	47.6	45.2	43.8	44.9	47.7	48.1	45.9	47.7	45.9	47.4	44.7	47.4	46.4	豊橋市
岡崎市	45.7	43.8	44.2	46.4	49.8	47.5	45.1	43.3	44.8	47.7	48.2	53.5	47.7	44.6	47.9	44.4	49.3	46.7	岡崎市
豊田市	46.1	46.0	41.2	46.3	104.2	47.7	45.5	43.9	46.1	47.7	48.1	45.9	47.6	44.4	66.1	45.2	47.3	50.5	豊田市
高槻市	45.6	65.0	51.5	45.6	43.8	47.3	44.9	43.7	44.6	47.7	48.0	47.2	47.5	54.0	45.6	44.4	47.6	47.9	高槻市
東大阪市	47.0	65.7	70.0	48.1	48.0	48.1	45.6	46.1	46.4	47.6	48.1	45.9	47.6	60.9	48.1	46.0	47.3	50.3	東大阪市
姫路市	47.2	37.5	45.9	47.9	53.5	47.8	46.2	46.7	46.8	47.9	48.1	46.4	48.0	43.5	49.7	46.6	47.6	46.9	姫路市
西宮市	46.6	68.0	54.9	46.2	44.0	47.4	45.4	45.4	45.8	47.8	48.0	45.9	47.6	56.5	45.9	45.6	47.3	48.7	西宮市
奈良市	45.8	49.7	45.9	45.9	42.6	47.3	47.1	44.2	45.0	47.7	48.1	46.8	47.6	47.1	45.3	45.4	47.5	46.4	奈良市
和歌山市	45.8	39.5	51.1	46.6	49.5	47.4	48.1	44.4	45.2	47.7	48.2	46.5	47.8	45.5	47.8	45.9	47.5	46.8	和歌山市
倉敷市	46.6	33.0	48.8	46.9	64.0	47.6	45.6	45.7	46.3	47.8	48.0	46.2	47.5	42.8	52.8	45.9	47.4	47.2	倉敷市
福山市	46.5	38.3	43.8	47.5	50.8	47.7	45.8	45.6	46.0	47.9	48.2	47.1	47.8	42.9	48.6	45.8	47.7	46.4	福山市
下関市	45.1	40.4	41.6	46.1	44.5	47.4	45.3	43.8	45.1	47.6	48.1	45.8	47.5	42.4	46.0	44.8	47.3	45.3	下関市
高松市	46.2	42.8	43.6	47.5	43.4	48.2	47.1	45.2	45.8	48.0	48.4	47.2	48.2	44.2	46.4	46.1	47.9	46.3	高松市
松山市	47.0	47.4	45.4	47.2	43.8	47.8	47.9	46.1	46.1	48.0	48.6	46.5	47.9	46.6	46.3	46.7	47.8	46.9	松山市
高知市	45.6	47.5	45.0	46.7	42.4	47.5	46.9	45.0	45.6	47.8	48.4	46.1	47.7	46.0	45.5	45.9	47.5	46.3	高知市
久留米市	45.3	44.5	44.9	46.4	43.0	47.4	45.4	43.4	44.8	47.7	48.1	46.7	47.6	44.9	45.6	44.5	47.5	45.8	久留米市
長崎市	46.5	52.5	43.8	47.1	44.7	47.6	48.4	46.4	47.1	47.8	48.3	49.7	47.7	47.6	46.5	47.3	48.4	47.5	長崎市
熊本市	48.3	49.0	51.4	48.1	43.3	48.1	48.9	48.3	47.2	48.2	48.7	46.8	48.5	49.6	46.5	48.1	48.1	48.1	熊本市
大分市	46.6	40.4	44.5	47.0	54.9	47.7	47.7	45.2	45.8	48.0	48.4	46.1	48.0	43.9	49.9	46.2	47.6	46.9	大分市
宮崎市	45.8	43.3	42.5	46.9	42.3	47.7	47.3	44.7	45.7	47.9	48.4	47.2	47.7	43.8	45.6	45.9	47.8	45.9	宮崎市
鹿児島市	47.8	48.4	44.7	48.3	43.5	48.2	48.5	47.6	47.2	48.0	48.5	47.8	48.4	46.9	46.7	47.7	48.2	47.4	鹿児島市
東京都区部	113.9	80.8	77.6	117.6	69.5	121.2	116.5	—	103.7	123.0	124.2	108.9	121.9	90.8	102.8	110.1	119.5	106.6	東京都区部

大都市の現状 ―規模と中枢性―

中枢性指標(偏差値)

	Ⅰ 人口		Ⅱ 経済			Ⅲ 行政		Ⅳ 情報・文化			Ⅰ 平均	Ⅱ 平均	Ⅲ 平均	Ⅳ 平均	全平均	
	昼夜間人口比率	対都道府県人口比率	上場企業本数	銀行業事業所数	証券業・商品先物取引業事業所数	国家公務員従業者数	管区地方支分部局等数	放送業事業所数	専門サービス業事業所数	学術・開発研究機関事業所数						
札幌市	49.1	57.0	49.7	56.3	49.4	57.0	79.9	53.6	52.9	54.5	53.0	51.8	68.4	53.7	55.9	札幌市
仙台市	56.3	64.0	48.6	52.4	49.4	53.8	76.6	52.9	50.5	53.6	60.2	50.1	65.2	52.3	55.8	仙台市
さいたま市	39.6	45.3	48.8	49.5	49.0	52.8	64.8	48.6	49.1	49.4	42.5	49.1	58.8	49.0	49.7	さいたま市
千葉市	45.2	44.3	48.6	48.8	48.7	48.9	44.7	47.9	48.1	50.7	44.8	48.7	46.8	48.9	47.6	千葉市
川崎市	34.5	44.2	48.9	47.8	48.3	46.9	44.7	47.2	48.1	53.3	39.4	48.3	45.8	49.5	46.4	川崎市
横浜市	38.0	62.1	52.4	59.8	52.2	51.9	51.4	52.9	55.0	60.5	50.1	54.8	51.6	56.1	53.6	横浜市
新潟市	50.3	57.0	48.4	50.6	49.0	48.7	51.4	49.0	48.7	49.4	53.7	49.3	50.0	49.0	50.2	新潟市
静岡市	52.3	46.8	48.5	48.8	48.7	47.8	44.7	49.0	48.8	47.6	49.6	48.7	46.2	48.4	48.3	静岡市
浜松市	48.9	48.5	48.4	47.5	48.2	48.4	44.7	46.4	48.6	50.0	48.7	48.0	46.5	48.4	48.0	浜松市
名古屋市	63.7	55.0	54.0	64.8	57.1	55.2	76.6	62.3	58.8	54.6	59.3	58.6	65.9	58.6	60.2	名古屋市
京都市	57.0	72.6	50.2	51.8	49.6	49.8	46.3	48.6	51.5	57.5	64.8	50.5	48.1	52.5	53.5	京都市
大阪市	88.3	54.5	64.6	70.4	61.2	56.6	78.3	83.8	70.1	58.3	71.4	65.4	67.4	70.8	68.6	大阪市
堺市	41.3	40.2	48.4	47.8	48.1	47.3	44.7	45.4	47.6	46.2	40.7	48.1	46.0	46.4	45.7	堺市
神戸市	50.1	52.7	50.1	52.2	49.8	50.0	51.4	49.7	51.5	55.2	51.4	50.7	50.7	52.1	51.3	神戸市
広島市	50.9	61.7	48.7	53.2	49.6	50.7	73.2	51.1	51.1	49.0	56.3	50.5	62.0	50.4	53.9	広島市
北九州市	51.1	47.4	48.6	50.7	48.1	48.9	48.0	48.2	48.9	49.9	49.3	49.1	48.4	49.0	49.0	北九州市
福岡市	62.4	53.0	49.9	58.8	52.4	51.8	73.2	60.5	53.4	49.7	57.7	53.7	62.5	54.5	56.5	福岡市
相模原市	34.7	39.2	48.1	46.1	47.5	46.4	44.7	45.7	47.6	47.7	37.0	47.2	45.6	47.0	44.8	相模原市
岡山市	53.8	58.5	48.3	49.3	49.1	48.3	48.0	48.2	48.4	49.5	56.2	48.9	48.2	48.7	50.2	岡山市
函館市	51.7	37.3	47.8	45.3	47.5	48.1	48.0	49.3	46.9	46.7	44.5	46.8	48.1	47.6	46.8	函館市
旭川市	48.9	38.1	47.7	44.4	47.4	49.6	44.7	47.5	47.0	45.8	43.5	46.5	47.1	46.8	46.1	旭川市
青森市	50.0	48.8	47.8	47.6	47.5	48.7	44.7	47.5	46.9	46.8	49.4	47.6	46.7	47.1	47.6	青森市
盛岡市	54.9	48.8	48.0	48.6	48.1	47.1	44.7	48.2	47.3	47.5	51.9	48.2	45.9	47.7	48.3	盛岡市
秋田市	53.5	54.0	47.8	48.2	47.5	48.3	46.3	48.2	47.4	47.3	53.7	47.9	47.3	47.6	48.9	秋田市
郡山市	54.5	45.0	47.8	47.2	47.5	47.5	44.7	48.2	47.3	46.4	49.8	47.5	46.1	47.3	47.6	郡山市
いわき市	48.2	45.5	47.9	45.7	47.4	46.5	44.7	45.7	46.9	46.1	46.9	47.0	45.6	46.2	46.5	いわき市
宇都宮市	54.6	51.1	48.0	47.6	48.2	48.1	44.7	48.2	47.7	48.0	52.8	47.9	46.4	48.0	48.6	宇都宮市
川越市	44.5	37.0	47.9	44.5	47.7	46.7	44.7	46.1	46.8	46.4	40.7	46.7	45.7	46.4	45.2	川越市
船橋市	31.0	40.2	47.9	46.4	47.9	48.3	44.7	45.4	47.0	47.0	35.6	47.4	46.5	46.5	44.6	船橋市
柏市	37.6	38.0	47.9	45.3	47.9	47.4	44.7	45.7	46.7	48.4	37.8	47.0	46.0	46.9	45.0	柏市
横須賀市	38.3	37.0	47.8	44.7	47.6	53.9	44.7	45.7	46.8	48.3	37.7	46.7	49.3	46.9	45.5	横須賀市
富山市	54.7	60.1	48.1	49.7	48.6	47.2	44.7	48.6	47.6	49.0	57.4	48.8	45.9	48.4	49.8	富山市
金沢市	57.4	60.7	48.3	49.3	48.7	49.0	51.4	49.0	48.4	47.5	59.1	48.8	50.2	48.3	51.0	金沢市
長野市	53.1	45.7	48.2	45.9	48.3	47.3	48.0	49.0	47.8	47.2	49.4	47.5	47.6	48.0	48.0	長野市
岐阜市	53.2	47.4	48.0	48.6	48.3	47.5	44.7	47.2	47.9	47.3	50.3	48.3	46.1	47.5	48.0	岐阜市
豊橋市	46.3	37.2	47.9	44.0	48.1	46.6	44.7	46.8	47.3	46.8	41.8	46.7	45.6	46.9	45.6	豊橋市
岡崎市	40.9	37.2	47.9	43.9	47.8	46.5	44.7	45.7	47.1	46.9	39.0	46.5	45.6	46.6	44.9	岡崎市
豊田市	57.6	37.6	47.9	44.1	47.5	46.3	44.7	45.7	47.0	46.0	47.6	46.5	45.5	46.2	46.4	豊田市
高槻市	31.9	36.4	47.9	44.4	47.6	46.1	44.7	45.4	46.5	46.5	34.2	46.6	45.4	46.1	43.7	高槻市
東大阪市	52.3	37.7	48.1	46.0	47.7	46.4	44.7	45.0	47.0	46.3	45.0	47.3	45.6	46.1	46.1	東大阪市
姫路市	50.2	40.4	48.3	44.8	48.1	47.5	44.7	46.8	47.8	46.4	45.3	47.1	46.1	47.0	46.5	姫路市
西宮市	35.4	39.5	48.2	44.9	48.1	46.4	44.7	45.7	46.8	47.0	37.5	47.1	45.5	46.5	44.7	西宮市
奈良市	40.4	51.8	47.8	46.3	48.1	47.1	44.7	46.1	46.9	47.0	46.1	47.4	45.9	46.7	46.6	奈良市
和歌山市	52.6	59.0	48.0	45.3	48.1	47.2	44.7	45.7	47.2	46.4	55.8	47.1	45.9	46.4	48.4	和歌山市
倉敷市	46.6	50.4	47.8	46.2	47.6	46.6	44.7	46.8	47.0	46.0	48.5	47.2	45.6	46.6	47.0	倉敷市
福山市	48.7	44.8	48.2	46.9	47.8	46.5	44.7	46.8	47.5	46.2	46.7	47.7	45.6	46.8	46.8	福山市
下関市	46.8	47.3	47.9	46.2	47.7	47.3	44.7	46.8	46.8	46.0	47.0	47.3	46.0	46.5	46.7	下関市
高松市	54.0	62.5	48.4	49.3	48.5	48.8	63.1	49.3	47.8	48.7	58.2	48.7	56.0	48.6	52.1	高松市
松山市	50.3	58.2	48.0	48.9	48.0	47.7	46.3	47.9	47.8	46.7	54.2	48.3	47.0	47.4	49.0	松山市
高知市	51.8	64.3	48.0	48.0	47.8	47.2	46.3	47.9	47.5	46.4	58.1	47.9	46.7	47.3	49.5	高知市
久留米市	49.1	37.9	47.8	46.4	47.5	48.2	44.7	46.1	47.1	48.5	43.5	47.3	46.4	47.2	46.3	久留米市
長崎市	51.2	55.2	47.8	48.5	47.6	47.4	48.0	50.4	47.3	47.5	53.2	48.0	47.7	48.4	49.1	長崎市
熊本市	52.8	59.1	47.9	50.3	48.1	53.5	54.7	47.5	48.8	48.4	55.9	48.8	54.1	48.2	51.1	熊本市
大分市	50.9	60.4	47.9	48.1	47.7	47.5	44.7	48.6	47.8	47.1	55.6	47.9	46.1	47.8	49.1	大分市
宮崎市	51.1	55.9	47.8	47.6	47.7	47.2	44.7	47.5	47.6	47.7	53.5	47.7	45.9	47.6	48.5	宮崎市
鹿児島市	50.2	57.7	48.1	49.1	48.0	47.7	46.3	49.3	48.6	48.4	54.0	48.4	47.0	48.8	49.3	鹿児島市
東京都区部	85.2	80.8	122.7	115.3	122.9	122.3	58.1	111.9	119.8	120.7	83.0	120.3	90.2	117.5	106.0	東京都区部



## 指定都市の目的別歳出内訳

		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	
		議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	1 普通財産取得費
大規模中枢型	大阪市	0.2%	7.4%	33.1%	7.3%	0.0%	0.0%	5.8%	19.3%	2.6%	8.7%	0.0%	13.1%	0.0%	2.3%
	横浜市	0.2%	7.1%	28.2%	7.5%	0.2%	0.2%	5.6%	21.9%	3.0%	8.5%	0.0%	15.2%	0.0%	2.4%
	名古屋市	0.2%	8.3%	25.3%	7.2%	0.0%	0.2%	8.5%	20.1%	3.1%	8.5%	0.0%	15.0%	0.0%	3.5%
中枢型	神戸市	0.3%	6.9%	28.5%	7.1%	0.4%	1.8%	5.1%	15.5%	2.5%	10.4%	0.0%	20.0%	0.0%	1.5%
	京都市	0.3%	7.2%	31.0%	8.9%	0.0%	0.3%	8.0%	17.7%	3.7%	9.0%	0.0%	11.8%	0.0%	2.0%
	福岡市	0.3%	7.1%	24.3%	7.1%	0.0%	1.2%	11.4%	18.8%	2.1%	7.6%	0.7%	16.8%	0.0%	2.7%
	札幌市	0.2%	6.6%	33.1%	6.6%	0.2%	0.1%	11.2%	15.6%	2.6%	8.3%	0.0%	12.9%	0.3%	2.2%
	広島市	0.3%	5.9%	24.2%	14.3%	0.2%	1.0%	3.7%	21.2%	2.8%	12.3%	0.5%	13.6%	0.0%	0.0%
副都心型	仙台市	0.4%	9.2%	23.4%	7.0%	0.1%	0.5%	5.5%	20.8%	3.1%	11.7%	0.0%	16.1%	0.0%	2.1%
	川崎市	0.3%	8.9%	28.2%	10.8%	0.1%	0.1%	3.3%	18.8%	3.2%	9.5%	0.0%	16.3%	0.0%	0.4%
	さいたま市	0.5%	10.5%	25.2%	11.2%	0.2%	0.4%	1.4%	24.1%	3.6%	11.6%	0.0%	10.4%	0.7%	0.3%
	堺市	0.5%	10.0%	36.8%	9.6%	0.1%	0.4%	2.5%	16.3%	3.5%	9.8%	0.0%	10.5%	0.0%	0.0%
	千葉市	0.4%	9.4%	25.3%	10.5%	0.2%	0.7%	3.5%	19.4%	3.3%	10.7%	0.0%	16.5%	0.0%	0.0%
国土縮図型	北九州市	0.3%	8.2%	26.9%	8.2%	0.2%	0.6%	11.7%	20.2%	2.5%	7.8%	0.0%	13.3%	0.0%	0.1%
	浜松市	0.5%	11.5%	23.6%	9.1%	0.2%	3.5%	2.1%	17.5%	3.8%	13.5%	0.1%	14.8%	0.0%	0.0%
	新潟市	0.5%	10.1%	26.1%	8.4%	0.5%	2.6%	3.6%	20.7%	4.0%	11.6%	0.0%	11.9%	0.0%	0.0%
	静岡市	0.4%	8.0%	24.2%	8.4%	0.3%	2.0%	1.4%	26.8%	3.5%	11.4%	0.1%	13.4%	0.0%	0.0%
大規模中枢型平均		0.2%	7.5%	29.5%	7.3%	0.1%	0.1%	6.4%	20.4%	2.9%	8.6%	0.0%	14.3%	0.0%	2.7%
中枢型平均		0.3%	7.0%	28.0%	8.3%	0.2%	0.8%	7.9%	17.8%	2.8%	9.6%	0.2%	15.2%	0.1%	1.8%
副都心型平均		0.4%	9.3%	28.0%	10.0%	0.2%	0.4%	5.0%	19.9%	3.1%	9.7%	0.0%	13.7%	0.1%	0.2%
国土縮図型平均		0.4%	9.9%	24.7%	8.6%	0.3%	2.7%	2.4%	21.6%	3.8%	12.1%	0.1%	13.3%	0.0%	0.0%
指定都市平均		0.3%	7.9%	28.3%	8.3%	0.1%	0.6%	6.4%	19.5%	3.0%	9.4%	0.1%	14.4%	0.0%	1.7%
中核市平均		0.6%	10.4%	30.2%	9.2%	0.3%	1.8%	3.3%	16.4%	3.5%	11.0%	0.1%	13.2%	0.1%	0.1%

データ出典

平成18年度市町村別決算状況調

[http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h18\\_shichouson.html](http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h18_shichouson.html)

## 指定都市の歳入内訳

	一 地方税	二 地方譲与税						三 利子割交付金	四 配当割交付金	五 株式等譲渡所得割交付金	六 地方消費税交付金	七 ゴルフ場利用税交付金	八 特別地方消費税交付金	九 自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金	十 地方特例交付金	十一 地方交付税			
		1 うち市町村民税個人分	2 うち市町村民税法人分	3 うち固定資産税	4 うち市町村たばこ税	5 うち特別土地保有税	6 うち都市計画税									1 普通交付税	2 特別交付税		
大規模中枢型	大阪市	41.0%	7.3%	10.6%	16.6%	1.7%	0.0%	3.3%	1.5%	0.1%	0.1%	0.1%	2.4%	0.0%	0.0%	1.3%	1.1%	2.9%	0.0%
	横浜市	51.4%	20.3%	4.9%	19.3%	1.6%	0.0%	4.0%	2.2%	0.2%	0.2%	0.2%	2.5%	0.0%	0.0%	1.8%	1.6%	0.9%	0.1%
	名古屋市	50.0%	15.0%	9.2%	18.4%	1.8%	0.0%	3.8%	2.0%	0.2%	0.2%	0.2%	2.8%	0.0%	0.0%	2.4%	1.6%	0.0%	0.1%
中枢型	神戸市	35.1%	11.0%	4.4%	14.4%	1.3%	0.0%	2.8%	1.9%	0.1%	0.2%	0.2%	2.1%	0.1%	0.0%	1.4%	1.0%	12.8%	0.3%
	京都市	36.2%	10.7%	5.6%	14.2%	1.4%	0.0%	3.2%	1.8%	0.2%	0.1%	0.1%	2.4%	0.0%	0.0%	1.1%	1.1%	11.3%	0.3%
	福岡市	37.6%	10.5%	6.5%	14.8%	1.6%	0.0%	3.0%	2.2%	0.1%	0.1%	0.1%	2.3%	0.0%	0.0%	1.3%	1.1%	6.7%	0.2%
	札幌市	34.2%	10.6%	4.3%	13.4%	1.9%	0.0%	2.9%	2.5%	0.1%	0.1%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	1.4%	0.9%	14.3%	0.3%
	広島市	38.6%	11.7%	5.6%	15.4%	1.4%	0.0%	3.1%	2.3%	0.1%	0.1%	0.1%	2.3%	0.0%	0.0%	1.7%	1.1%	8.4%	0.3%
副都心型	川崎市	51.1%	18.4%	5.6%	19.9%	1.6%	0.0%	4.2%	2.2%	0.1%	0.2%	0.2%	2.3%	0.0%	0.0%	1.7%	1.5%	0.0%	0.1%
	さいたま市	52.3%	20.2%	6.2%	18.9%	1.8%	0.0%	4.1%	2.7%	0.2%	0.2%	0.2%	2.7%	0.0%	0.0%	2.6%	1.7%	0.1%	0.4%
	堺市	42.7%	13.4%	4.4%	18.0%	2.0%	0.0%	3.5%	2.7%	0.2%	0.2%	0.2%	2.7%	0.1%	0.0%	3.4%	1.2%	9.3%	0.4%
	千葉市	47.8%	16.2%	6.5%	18.4%	1.8%	0.0%	3.5%	2.5%	0.1%	0.2%	0.2%	2.6%	0.0%	0.0%	2.2%	1.5%	0.0%	0.2%
	北九州市	31.2%	7.5%	3.9%	14.3%	1.4%	0.0%	2.5%	2.1%	0.1%	0.1%	0.1%	2.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.7%	11.6%	0.5%
国土縮図型	浜松市	49.4%	15.8%	6.9%	20.3%	1.9%	0.0%	2.5%	3.6%	0.2%	0.1%	0.1%	3.3%	0.0%	0.0%	0.9%	1.6%	6.2%	1.2%
	新潟市	37.6%	11.1%	4.5%	16.6%	1.8%	0.0%	2.3%	3.0%	0.1%	0.1%	0.1%	2.7%	0.0%	0.0%	0.5%	1.0%	14.5%	1.3%
	静岡市	46.4%	14.0%	5.4%	20.2%	1.8%	0.0%	4.0%	3.0%	0.1%	0.1%	0.1%	3.0%	0.0%	0.0%	3.2%	1.3%	4.8%	0.5%
大規模中枢型平均		46.8%	13.7%	8.3%	18.0%	1.7%	0.0%	3.7%	1.9%	0.1%	0.2%	0.1%	2.5%	0.0%	0.0%	1.7%	1.4%	1.5%	0.1%
中枢型平均		36.8%	11.0%	5.4%	14.6%	1.6%	0.0%	3.0%	2.2%	0.1%	0.1%	0.1%	2.4%	0.0%	0.0%	1.5%	1.0%	10.6%	0.3%
副都心型平均		44.7%	15.0%	5.3%	17.8%	1.7%	0.0%	3.5%	2.4%	0.1%	0.2%	0.1%	2.4%	0.0%	0.0%	2.2%	1.3%	4.2%	0.3%
国土縮図型平均		44.1%	13.5%	5.6%	18.9%	1.8%	0.0%	2.9%	3.2%	0.1%	0.1%	0.1%	3.0%	0.0%	0.0%	1.5%	1.3%	8.8%	1.0%
指定都市平均		42.6%	13.0%	6.4%	16.8%	1.7%	0.0%	3.4%	2.2%	0.1%	0.1%	0.1%	2.5%	0.0%	0.0%	1.7%	1.3%	5.9%	0.3%
中核市平均		44.3%	13.9%	5.8%	18.3%	2.0%	0.0%	2.7%	3.0%	0.2%	0.2%	0.1%	2.9%	0.1%	0.0%	0.5%	1.3%	10.0%	0.8%

	十二 交通安全対策特別交付金	十三 分担金及び負担金		十四 使用料	十五 手数料		十六 国庫支出金	十七 国有提供施設等所在市町村助成交付金	十八 都道府県支出金	十九 財産収入		二十 寄附金	二十一 繰入金	二十二 繰越金		二十三 諸収入	二十四 地方債	
		1 同級他団体からのもの	2 その他		1 法定受託事務に係るもの	2 自治事務に係るもの				1 財産運用収入	2 財産売却収入			1 純繰越金	2 繰越事業費等充当財源繰越額			
大規模中枢型	大阪市	0.1%	0.0%	0.3%	3.2%	0.0%	0.7%	15.9%	0.0%	1.9%	0.9%	0.8%	0.0%	2.4%	0.0%	0.1%	14.1%	8.9%
	横浜市	0.1%	0.0%	0.7%	2.8%	0.1%	0.8%	11.2%	0.0%	2.0%	0.3%	1.2%	0.2%	0.9%	0.3%	1.0%	7.6%	9.6%
	名古屋市	0.1%	0.0%	0.6%	4.2%	0.1%	0.7%	9.2%	0.0%	2.2%	0.1%	0.6%	0.2%	0.3%	0.0%	0.4%	12.0%	10.1%
中枢型	神戸市	0.1%	0.0%	1.3%	4.7%	0.1%	0.3%	12.8%	0.0%	2.4%	0.8%	1.2%	0.2%	1.7%	0.0%	1.5%	11.6%	6.1%
	京都市	0.1%	0.0%	1.0%	2.2%	0.0%	0.8%	14.1%	0.0%	2.3%	0.2%	0.1%	0.2%	1.8%	0.0%	1.3%	10.0%	11.1%
	福岡市	0.1%	0.3%	0.8%	2.2%	0.0%	1.1%	12.5%	0.0%	1.9%	0.3%	0.2%	0.1%	1.6%	0.6%	0.8%	15.2%	10.4%
	札幌市	0.1%	0.0%	0.5%	1.7%	0.0%	0.8%	14.9%	0.0%	2.3%	0.2%	0.9%	0.1%	2.8%	0.1%	0.3%	13.4%	5.6%
	広島市	0.1%	0.0%	0.5%	2.4%	0.0%	0.7%	15.9%	0.0%	2.0%	0.2%	1.0%	0.0%	0.4%	0.1%	1.0%	11.5%	9.2%
副都心型	川崎市	0.1%	0.0%	0.9%	2.8%	0.0%	0.8%	11.4%	0.0%	1.6%	0.2%	0.3%	0.1%	3.0%	0.1%	1.1%	7.4%	10.7%
	さいたま市	0.1%	0.0%	0.3%	1.5%	0.0%	0.8%	10.4%	0.0%	1.9%	0.1%	0.4%	0.0%	0.3%	2.0%	1.9%	5.3%	11.9%
	堺市	0.1%	0.0%	1.7%	2.1%	0.1%	1.0%	15.9%	0.0%	3.1%	0.1%	0.4%	0.1%	0.6%	0.2%	0.5%	3.4%	7.6%
	千葉市	0.1%	0.0%	0.4%	1.8%	0.0%	0.8%	10.7%	0.0%	1.4%	0.1%	0.3%	0.0%	1.5%	0.0%	1.4%	5.3%	18.9%
	北九州市	0.1%	0.0%	1.0%	2.5%	0.0%	0.9%	12.6%	0.0%	2.1%	0.3%	0.9%	0.1%	2.0%	0.2%	1.3%	13.2%	12.4%
国土縮図型	浜松市	0.1%	0.0%	0.8%	1.8%	0.1%	0.4%	8.5%	0.1%	3.5%	0.2%	0.2%	0.0%	1.2%	3.6%	1.0%	2.6%	9.0%
	新潟市	0.1%	0.0%	1.1%	2.1%	0.1%	0.6%	8.7%	0.0%	2.9%	0.1%	0.2%	0.2%	0.7%	1.0%	0.5%	9.6%	11.1%
	静岡市	0.2%	0.0%	0.6%	2.3%	0.1%	0.5%	11.0%	0.0%	3.0%	0.2%	0.3%	0.0%	0.7%	1.9%	1.8%	2.1%	12.9%
大規模中枢型平均		0.1%	0.0%	0.5%	3.3%	0.0%	0.7%	12.6%	0.0%	2.0%	0.5%	0.9%	0.1%	1.3%	0.1%	0.5%	11.4%	9.4%
中枢型平均		0.1%	0.1%	0.8%	2.6%	0.0%	0.7%	13.6%	0.0%	2.2%	0.4%	0.7%	0.1%	1.8%	0.1%	1.0%	11.8%	8.8%
副都心型平均		0.1%	0.0%	0.8%	2.2%	0.0%	0.9%	12.0%	0.0%	2.0%	0.2%	0.5%	0.1%	1.7%	0.5%	1.3%	7.5%	12.3%
国土縮図型平均		0.1%	0.0%	0.9%	2.1%	0.1%	0.5%	9.4%	0.0%	3.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.8%	2.1%	1.1%	5.0%	11.0%
指定都市平均		0.1%	0.0%	0.7%	2.7%	0.0%	0.7%	12.6%	0.0%	2.2%	0.4%	0.7%	0.1%	1.5%	0.3%	0.9%	10.3%	9.9%
中核市平均		0.1%	0.1%	0.9%	2.1%	0.1%	0.7%	11.7%	0.1%	3.5%	0.1%	0.5%	0.1%	1.6%	1.5%	0.8%	4.6%	8.3%

データ出典

平成18年度市町村別決算状況調

[http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h18\\_shichouson.html](http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h18_shichouson.html)

## 指定都市への権限移譲等に関するアンケート回答集計

	国との関係	権限移譲等の現状	権限移譲等が不要と回答した市			
			大規模中枢型	中枢型	副都心型	国土縮図型
〔1〕大都市の自主的個人的なまちづくりに関するもの	<b>(都市整備に関するもの)</b>					
	・都市計画の決定・変更に関する大臣認可の廃止	×				
	・土地区画整理の事業計画設計概要の大臣認可の廃止	×	(※土地区画整理法第52条第1項により対応済み)			
	・農地転用の大臣、知事許可の廃止	×				
	・地下街施設面積の制限緩和	?				
	・宅地造成工事規制区域の大臣指定権限を市長権限へ	○				
	<b>(道路・交通に関するもの)</b>					
	・地下鉄の道路下敷設に関する大臣認可の廃止	×				
	・市域内国道管理の大臣管理権限を市長権限へ	×	(※直轄国道の残存)			
	・地下街等の道路占用許可物件のうち特殊なものとの大臣との事前協議の廃止	○				
	・公共経営のバス路線の新設等の大臣認可を届出へ	×		(A市より「本当に届出が必要かどうか検討し、必要性が見出せなければ届出も不要とすべき」とのコメントあり)	(D市より「大臣への届出ではなく権限を指定都市へ移譲」とのコメントあり)	
	・民間経営バス路線の新設等についての政令指定都市との協議の義務付け	×		B市 (A市より「本来は権限を移譲すべき」とのコメントあり)	(D市より「協議だけではなく権限自体を指定都市へ移譲」とのコメントあり)	J市(路線新設を行政から依頼する時代であり、協議の義務付けに事実上意味がない)
	・軌道工事施行認可後の路線等の記載事項変更の大臣認可を地方運輸局長、知事認可へ	×	(※平成14年の法改正により規制緩和が実現されている。)	(A市より「本来は指定都市判断とすべき」とのコメントあり) (B市より「鉄道事業法並みに手続を簡略化すべき」とのコメントあり)		
	・鉄道施設の工事認可を大臣から地方支分部局長へ	×	(※ごく一部のみ委任)	(A市より「本来は指定都市判断とすべき」とのコメントあり) (B市より「地方に移譲すべき」とのコメントあり)	E市	
	・鉄道施設の変更等は地方運輸局長認可から届出へ	○				
	<b>(港湾に関するもの)</b>					
	・軽易な公有水面埋立の免許を大臣認可から港湾管理者権限へ	×			E市	
	・入港料の料率決定を大臣認可から港湾管理者権限へ	×	(※重要港湾の入港料)			
	・国庫補助事業の港湾工事施設への大臣認可の廃止	×		(B市より「補助対象財産の処分の弾力化が必要」とのコメントあり)		
	・国有港湾施設管理事業委託契約等の許認可事務を地方支部部局へ	×		(A市より「本来は指定都市判断とすべき」とのコメントあり)	E市	
	<b>(河川改修、親水性をいかしたまちづくりに関するもの)</b>					
	・準用河川改修等の計画への河川局長承認、都市小河川改修の計画の大臣認可を知事権限へ	○				
	・河川流域の市街地整備事業の要件、建築制限等の緩和	×				
	<b>(住宅建設に関するもの)</b>					
	・公営住宅について譲渡及び用途廃止の大臣承認の廃止	×		(B市より「補助対象財産の処分の弾力化が必要」とのコメントあり)		
	・公営住宅建替事業計画の大臣承認を標準設計等の場合に事前協議のみは県承認へ	×		(A市より「本来は指定都市判断とすべき」とのコメントあり)		(J市より「道府県の承認ではなく、道府県を経由せず、直接国と交渉できることが分権に合致する。(現行法では、「計画」ではなく「用途廃止」が大臣承認の対象となっている)」とのコメントあり)
	・公営住宅管理の大臣、知事指示、書類検討等の廃止	×				
	<b>(産業・経済に関するもの)</b>					
・工業等制限区域内の一定規模の作業場等の新增設への国土庁長官の承認の廃止	○	(※首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律等の廃止)				
・工場等立地規制の制限対象、許可基準の緩和	○					
・工場立地の調査、届出、勧告等の大臣権限を市長権限へ	○	(※届出・勧告は指定都市へ移譲)				

	国との関係	権限移譲等の現状	権限移譲等が不要と回答した市			
			大規模中枢型	中枢型	副都心型	国土縮図型
[1]大都市の自主的個性的なまちづくりに関するもの	<b>(市民ニーズの多様化に応じたまちづくりに関するもの)</b>					
	・多目的複合施設の各省庁の補助基準の整理、一般財源化	?				
	・社会教育施設の法的制限、必置規制等の緩和	×	(※平成15年の基準廃止により、すでに一定の規制緩和が実現されている)			
	<b>(文化財に関するもの)</b>					
	・文化財の保存行為等の文化庁長官許可を知事権限へ	○	(※一部、指定都市へ移譲)			
	・県指定文化財の保存修理の大臣認定と建築基準法の緩和	?	(※現行法には県指定文化財の保存修理に関する文化庁長官の認定権限に関する規定はない)	(A市より「本来は指定都市判断とすべき」とのコメントあり)		
	<b>(都市デザイン等魅力づくりに関するもの)</b>					
	・建築基準法、道路法、都市公園法等景観関係法の規制緩和、補助強化	?		(A市より「本来は財源とセットで権限を移譲すべき」とのコメントあり)		
	・風致地区内の建築等の規制に関する国の関与の緩和	×		(A市より「本来は緩和や見直しではなく廃止すべき」とのコメントあり)		
	・広場でのイベントや人の賑えるスペース確保の規制緩和	?				
	・建築制限に対する政令指定都市裁量権の拡大	×				
	<b>(その他)</b>					
	・軽微な水道事業変更の大臣認可申請の廃止	○				
[2]人に優しい福祉の大都市づくりに関するもの	<b>(大都市整備に関するもの)</b>					
	・鉄道駅のエスカレーター設置等での政令指定都市の関与が可能となる権限	×	(※バリアフリー新法により、設置が義務化されているところ)	(A市より「本来は権限を移譲すべき」とのコメントあり)		
	<b>(総合的福祉の推進に関するもの)</b>					
	・福祉事務所と保健所に係る権限の政令市長への一元化	×		(F市より「文面からは対象が不明瞭のため断定できないが、移譲を希望すべき権限はないと思われる。」とのコメントあり)		
	<b>(一貫した福祉・医療の推進に関するもの)</b>					
	・小規模保育所設置認可の国協議・承認の廃止	○				
	・生活保護法の医療機関指定を健康保険法の指定と一本化	×		(A市より「他の法律による医療機関指定もあわせて一本化すべき」とのコメントあり)	G市	
	・食品等製造所固有記号の大臣届出を市届出へ	×		F市(届出はHPから様式をダウンロードして郵送で行うことが可能であり、届出者にメリットはない。また平成3年当時と異なり、現在は全国の自治体へ届出情報を提供するシステムが整備されているため、自治体側にもメリットはない。)	G市	J市(平成12年に市の事務から国の事務になったところ。消費者保護が重要視されており、国の事務として推移をみる)
・優生保護相談所設置義務の廃止、保健所での代行化	○					

	国との関係	権限移譲等の現状	権限移譲等が不要と回答した市			
			大規模中枢型	中枢型	副都心型	国土縮図型
〔3〕自主的な大都市経営の推進に関するもの	<b>(大都市税財源の充実に関するもの)</b>					
	・税源配分の見直し(法人・個人所得税の市町村への配分拡大、租税特別措置及び非課税措置の整理合理化、たばこ税、不動産取得税等道府県税の移譲等)	×	(B市より「役割分担に見合う税財政制度を構築すべき」とのコメントあり)			
	・地方税の標準税率制度等の都市規模等による見直し	×	(B市より「関与を廃止すべき」とのコメントあり)			
	・法定外普通課税の大臣認可制廃止等の見直し	○(※許可制から同意制へ)	(A市より「なお現在も過大な関与が残る」とのコメントあり) (B市より「関与を廃止すべき」とのコメントあり)			
	・大都市の事務配分の特例に基づく事務に見合う税制上の特別措置化	×	(B市より「役割分担に見合う税財政制度を構築すべき」とのコメントあり)			
	・地方債許可制度の見直し(手続等の簡素化、一本化、起債対象の見直し)	○(※許可制から協議制へ)	(A市より「なお現在も過大な関与が残る」とのコメントあり) (B市より「関与を廃止すべき」とのコメントあり)			
	<b>(効率的、総合的な大都市行財政運営に関するもの)</b>					
	・機関委任事務の団体委任事務化・規制緩和	○(※地方公共団体の事務を法定受託事務・自治事務への整理した上で、従来機関委任事務とされていた事務を自治事務とする等、個別に見直し)				
	・国庫補助負担金制度の見直し(一般財源化、統合・メニュー化、廃止、事務手続の簡素化、補助要綱等による規制改善等)	○(※三位一体改革等により個別に見直し)	(A市より「不十分」とのコメントあり) (B市より「国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金等を廃止し、所要額を税源移譲すべき」とのコメントあり)			
	<b>(自主的な人事運営に関するもの)</b>					
・教育長任命の大臣承認の廃止	○					
・社会福祉主事、児童福祉司、老人福祉指導社会主事の要件、基準緩和、設置義務廃止	×	(※要件?・基準緩和?・設置義務廃止×)	(B市より「法令等による義務付け・枠付けを廃止すべき」とのコメントあり)			
・民生委員推薦会の任意設置化	×		(B市より「法令等による義務付け・枠付けを廃止すべき」とのコメントあり)	F市(民生委員が自分の業務を遂行するために、そして一方の地域住民らが民生委員への信頼を確固たるものとするためには、民生委員という職が「法律の定めによって、厚生労働大臣から委嘱された仕事」という共通理解が不可欠である。)		
・身障者福祉司等設置の義務づけの任意化	○					
・図書館長、司書の資格要件、必置規制見直し	×	(※平成17年頃に文部科学省が以前の見解を変え、「公立図書館長は必ずしも公務員である必要はない」としている。また、図書館への司書必置規制はない。既に規制緩和は行われている。)	(B市より「法令等による義務付け・枠付けを廃止すべき」とのコメントあり)			
・農地主事の任意設置化	○(※廃止)					

	国との関係	権限移譲等の現状	権限移譲等が不要と回答した市			
			大規模中枢型	中枢型	副都心型	国土縮図型
[3]自主的な大都市経営の推進に関するもの	(公営企業の料金に関するもの) ・鉄道軌道等の運賃、料金の設定、変更の大臣認可を届出へ	×(※運賃の上限の認可)	(A市より「本当に届出が必要かどうか検討し、必要性が見出せなければ届出も不要とすべき」とのコメントあり)	(D市より「大臣への届出ではなく権限を指定都市へ移譲」とのコメントあり)		
	(市議会の議決を尊重) ・工業用水道料金変更の大臣承認を届出へ	○	(A市より「本当に届出が必要かどうか検討し、必要性が見出せなければ届出も不要とすべき」とのコメントあり)			
[4]大都市の新しい課題への対応に関するもの	(民間活力の活用に関するもの) ・サイエンスパーク事業等民活法の活用のための法的要件の緩和、財政上の支援	?	(A市より「本来は財源とセットで権限を移譲すべき」とのコメントあり)			
	(民間の寄付金の損金算入に関するもの) ・イベントへの寄付金、公益事業を行う法人等への寄付金の損金算入などの税法改正	?				
	(臨海部再開発に関するもの) ・臨海地区と都市計画の規制の所管官庁のタテ割権限等の弊害をなくすため市への権限移譲、規制緩和	?				
	(行政財産の合築に関するもの) ・合築相手の資格要件等の規制緩和	×(※合築相手の資格要件の基本的な考え方に変更ないが、行政財産である建物・土地の貸付け要件を拡大)				
	(民間人の登用にに関するもの) ・専門的知識・能力確保のため地方公務員法、自治法の規制緩和	○(※地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律・地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の制定等)				
	(第三セクターへの職員派遣に関するもの) ・職員の身分安定がはかれる制度を	○(※公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律を制定)				

	国との関係	権限移譲等の現状	権限移譲等が不要と回答した市			
			大規模中枢型	中枢型	副都心型	国土縮図型
[5]広域的 社会・経済 圏のリード 役としての 大都市の確 立に関する もの	<b>(臨海部再開発に関するもの)</b>					
	・具体的権限、財源を持つ国、関係自治体で構成される広域的団体を特別立法等で設置	×	(A市より「国の参加を要せず、指定都市単独でおこなうか、基礎自治体の水平連携で実施できることとすべき」とのコメントあり)			
	<b>(海域の利用、水源・水質等に関するもの)</b>					
	・広域的対応への合意の仕組みづくり	?				
	・水源開発、涵養に関する協議、執行体制の確立	?				
	<b>(道路・交通に関するもの)</b>					
	・ニュータウン開発等行政区域をまたがる道路・鉄道への国庫補助事業の見直し	?				
	・国、県、市とタテ割りの管理となっている道路整備の統一性を確保する仕組みづくり	?	(A市より「本来は指定都市への権限移譲により統一すべき」とのコメントあり) (B市より「市域内の道路は指定都市が一元的に管理すべき」とのコメントあり)			
	・単一の自治体にとらわれない国庫補助制度を	?	(A市より「本来は、財源移譲と自治体間の水平連携によるべき」とのコメントあり)			
	・開発利益を社会的還元する法制度を	?	(A市より「本来は、自治体の立法権と課税権を拡大すべき」とのコメントあり)			
	<b>(空港整備に関するもの)</b>					
	・管制・航路など国の裁量に関するものの検討	?	C市(大都市が担うことで効率化できるとは思えないため)			
	・空港立地に関する検討	?				
	・空港アクセスに関する協議、執行体制の確立	?				
	<b>(廃棄物処理に関するもの)</b>					
・広域的処理への共通認識、協議の仕組み	?				(J市より「協議要望なし」とのコメントあり)	
<b>(その他)</b>						
・市域内の国事業の市長への事前協議制度の確立	×	(A市より「本来は権限を移譲すべき」とのコメントあり) (B市より「市域内の国事業については原則として指定都市に移譲すべき」とのコメントあり)				

	道府県との関係	権限移譲等の現状	権限移譲等が不要と回答した市			
			大規模中枢型	中枢型	副都心型	国土縮図型
〔1〕大都市の自主的個性的なまちづくりに関するもの	<b>(都市整備に関するもの)</b>					
	・都市計画の決定・変更に関する知事承認の廃止	○(※指定都市の都市計画の決定権限を、特に広域的な判断を要する都市計画を除き都道府県並に拡大)				
	・市都市計画審議会の都市計画法の地方審議会としての位置づけ	○(※市町村の審議会を法定化し、この審議会を経れば都道府県の審議会の議を経ることは不要)				
	・都市計画事業の施行・変更の知事認可の廃止	×				
	・指定都市の定める都市計画の範囲の拡大	○	(B市より「都市計画決定権限を包括的に移譲すべき」とのコメントあり)			
	・市街地再開発組合の設立の知事認可、監督を市長権限へ	×				
	・森林法、農地法の知事の開発許可権を市長権限へ	×(※法の規定に「許可権」に該当するものがない。)				
	・都市再開発の計画決定・変更の知事認可の廃止	○(※都市再開発事業計画の認定は指定都市へ移譲)	(B市より「市が行う市街地再開発にかかる関与を廃止すべき」とのコメントあり)			
	・新都市基盤整備の計画決定・変更の知事認可の廃止	×				
	・流通業務市街地整備の計画決定・変更の知事認可・届出の廃止	×				
	・新住宅市街地開発の計画決定・変更の知事認可、届出の廃止	×				
	・町の新設、廃止、名称変更の知事告示を市長告示へ	×		E市		
	・農振計画の知事変更認可、公告縦覧の省略	×(※認可→協議)	(B市より「関与を廃止すべき。公告縦覧は省略すべきでない」とのコメントあり)			(J市より「公告縦覧手続き中の、道府県知事の同意の廃止を希望」とのコメントあり)
	・農用地区内の国庫補助事業の農業基盤整備事業の開発行為の知事許可の廃止	×(※法律上、許可不要の案件。)				
	・農振地域の特定利用権の設定等の知事承認の廃止	×(※2005年法改正により、農振法上の特定利用権規定は廃止。現在、農業経営基盤強化促進法上、知事による調停、または裁定により、強制的に特定利用権が設定される)				
<b>(河川改修・親水性をいかしたまちづくりに関するもの)</b>						
・一・二級河川の河川管理権(占用許可権)を政令市長権限へ	○	(B市より「流域が市域内で完結する河川は管理権限を移譲すべき」とのコメントあり)				
<b>(産業・経済に関するもの)</b>						
・大型店出店指導の知事権限を市長権限へ	×(※指導→勧告)(※平成12年に旧大店法は廃止、同年に大規模小売店舗立地法が施行され、勧告については指定都市の権限となっている。)					
<b>(都市の安住性に関するもの)</b>						
・急傾斜地崩壊危険区域の知事指定等を市長権限へ	×		F市(砂防関係は道府県において一元的に管理すべきと考える。)		(J市より「国庫補助が政令市を対象とすることが前提」とのコメントあり)	
・高圧ガス取締法の県危険物規制権限を市長権限へ	×(※取締法→保安法)	(B市より「事業者の利便性も踏まえて検討する必要がある」とのコメントあり)	G市			



	道府県との関係	権限移譲等の現状	権限移譲等が不要と回答した市			
			大規模中枢型	中枢型	副都心型	国土縮図型
[1]大都市の自主的個性的なまちづくりに関するもの	<b>(教育施設に関するもの)</b>					
	・公立学校の位置変更の県教育委員会の認可の廃止	○(※市町村が設置する特別支援学校については要認可、その他は届出のみ)				
	<b>(その他)</b>					
	・計量器使用事業場の知事指定を市長権限へ	×		F市(指定の統一性、公平性のため単独市町村の事務とすることは適切でない。) G市		
	・理・美容師養成施設の入所等の知事届出の廃止	?(※現行制度上はない)				
[2]人に優しい福祉の大都市づくりに関するもの	<b>(施設整備に関するもの)</b>					
	・軽費、有料老人ホーム等設置の知事届出、指導監督を市長権限へ	○				
	<b>(総合的福祉の推進に関するもの)</b>					
	・精神薄弱者、身体障害者施設の知事設立認可、指導監督を市長権限へ	○				
	・社会福祉法人の設立認可、監督等を大都市特例へ	○				
	・老人福祉法等改正による県福祉事務所再編成で政令市単独圏域の設定	○				
	<b>(一貫した福祉・医療の推進に関するもの)</b>					
・精神薄弱者の入院措置等の知事権限を市長権限へ	○					
・医療監視等の知事の行政処分権限を市長権限へ	○					
	・地方心身障害者対策協議会の任意設置化	×(※地方心身障害者対策協議会→地方障害者施策推進協議会)	(B市より「自治体の責任で決定できるよう、法令等による義務付け・枠付けは廃止すべき」とのコメントあり)			
[3]自主的な大都市経営の推進に関するもの	<b>(自主的な人事運営に関するもの)</b>					
	・県費負担職員の定数、勤務条件等を大都市特例へ	×(※任命、給与、分限・懲戒は指定都市教育委員会)	(B市より「税源移譲とともに、給与負担権の権限移譲をすべき」とのコメントあり)			
	<b>(保険料の改廃等に関するもの)</b>					
	・国民健康保険料等の制定・改廃の知事協議の廃止	×	(B市より「国民健康保険制度を見直すべき(国が保険者となるべき)」とのコメントあり)	G市		
	<b>(効率的・総合的な大都市行財政運営に関するもの)</b>					
	・機関委任事務の団体委任事務化、規制緩和、補助金の是正・二重行政の見直し	○(※地方公共団体の事務を法定受託事務・自治事務への整理した上で、従来機関委任事務とされていた事務を自治事務とする等、個別に見直し)	(B市より「二重行政、差等補助を解消すべき」とのコメントあり)			
[5]広域的社会・経済圏のリード役としての大都市の確立に関するもの	<b>(道路・交通に関するもの)</b>					
	・公営高速鉄道の区域外延伸での県補助金等の拡大	?				
	・鉄道整備での市と県との負担ルールの確立	?				
	<b>(広域行政の推進に関するもの)</b>					
・政令市が母都市となり広域行政を推進するための財政負担等で広域的見地からの県の支援	?	(B市より「道府県から基礎自治体へ財源移譲すべき」とのコメントあり)				
<b>(その他)</b>						
	・市域内の道府県事業の市長への事前協議制度の確立	×	(B市より「市域内の道府県事業については原則として指定都市に移譲すべき。道府県が役割を果たすべきものについては二重行政が生じないよう協議調整する制度が必要」とのコメントあり)		(J市より「事実上実施している」とのコメントあり)	

その他、H市(中枢型)より、下記のコメントあり。

- ・提言項目の中で、許可・認可・承認権者を地方支分部局長や知事にすべきとしているものについては、指定都市市長とすべきかどうか検証が必要と考えます。
- ・提言項目の中で、認可・承認を届出にすべきとしているものについては、届出の可否についての検証が必要と考えます。
- ・事務処理特例条例による事務権限の移譲の現状については、財源問題がネックになって実現していないものも多いと考えられることから、調査結果を固定的にとらえるべきでないと考えています。

権限移譲等の現状 凡例

- …指定都市への権限移譲等の制度の見直しがあったもの
- ×…指定都市への権限移譲等の制度の見直しがなかったもの
- ？…不明、確認が困難なもの

「？」の多くは、提言項目自体の趣旨が明確でなく、内容の確認が困難であったもの。また、表中の文言の一部を見え消し修正してあるものは、提言自体の誤り又はその後制度改正で名称等が変更になったもの。

アンケートの内容

- 「明日都市懇」報告書(市民の暮らしから明日の都市を考える懇談会『市民のくらしからみた明日の大都市』1991年)巻末の「これからの大都市経営に求められる主な権限項目」を転載し、下記の質問を行った。
- ・この中で、貴市への権限移譲等は不要であるとお考えの項目がございましたら、×印をご記入下さいますよう、お願いいたします。×印の後に注釈をつけていただいても結構です。

# 条例による事務処理特例制度に関するアンケート回答集計

指定都市から道府県に対して移譲を要請したにもかかわらず  
移譲が行われなかった事務

事務名
<b>大規模中枢型</b>
<b>【C市】</b>
指定障害福祉サービス事業者の指定、指定障害者支援施設の指定、報告の命令等
都市計画決定にかかる包括的な権限(市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画決定権限など)
都市計画決定に当たっての、道府県の同意を得るための協議の廃止(届出等とする)
市決定の都市施設にかかる都市計画事業の施行等に当たっての道府県の認可の廃止
上乗せ排水基準の設定
<b>中枢型</b>
<b>【E市】</b>
指定化学物質の排出量等に関する届出の受理及び意見の添付、届出事項の集計に係る通知の受理(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第7条第2項、第3項、第8条第2項、第4項)
温泉の増堀又は動力装置の設置の許可に係る申請の受理(温泉法第9条の1)
建築物清掃事業等の業者の登録、登録の取消し、報告の徴取、立入検査又は質問(建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行規則第12条の2第1項、第2項、第12条の4、第12条の5第1項)
土地区画整理の組合の合併の認可、換地計画の認可、換地処分届出受理及びその公告、報告若しくは資料の徴収又は勧告等(土地区画整理法第86条第1項、第97条第1項、第103条第3項、第4項、第123条第1項)
<b>副都心型</b>
<b>【I市】</b>
高圧ガス保安法関係事務
<b>国土縮図型</b>
なし

道府県から指定都市に対して移譲の打診があったが  
指定都市側が拒否したという事務

事務名	拒否した理由
<b>大規模中枢型</b>	
<b>【A市】</b>	
介護老人保健施設の開設許可等	他の事務と一緒に移譲を受けないとメリットがなく、かえって二重行政等の弊害が生じる
有料老人ホーム設置の受理等	他の事務と一緒に移譲を受けないとメリットがなく、かえって二重行政等の弊害が生じる
商店街整備計画の認定等	他の事務と一緒に移譲を受けないとメリットがなく、かえって二重行政等の弊害が生じる
土地改良区の役員の氏名等の届出の受理	他の事務と一緒に移譲を受けないとメリットがなく、かえって二重行政等の弊害が生じる
農用地区内における開発行為の許可	他の事務と一緒に移譲を受けないとメリットがなく、かえって二重行政等の弊害が生じる
火薬類取締法における煙火消費の許可等	他の事務と一緒に移譲を受けないとメリットがなく、かえって二重行政等の弊害が生じる
液化石油ガス設備工事の届の受理等	他の事務と一緒に移譲を受けないとメリットがなく、かえって二重行政等の弊害が生じる
電気用品の販売業務に関する報告	他の事務と一緒に移譲を受けないとメリットがなく、かえって二重行政等の弊害が生じる
私立幼稚園の設置認可等	他の事務と一緒に移譲を受けないとメリットがなく、かえって二重行政等の弊害が生じる
市域内で完結する医療法人の設立の許可等	道府県審議会付議の見直しが必要
農地転用の許可	道府県農業会議諮問の見直しが必要
市立専修学校の設置廃止の認可等	事務自体の該当がない
災害救助法における応急救助	移譲権限の内容が不明確で、基金への参加や、基金積み立て財源の移譲の整理が必要(道府県は移譲対象から撤回を検討)
毒物及び劇物の業務上取扱者の届出の受理等	業者(事業所)規制のため広域性があり、優先度が低い(現在協議中の薬局関係の権限移譲を優先)
<b>【B市】</b>	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の飼養の登録事務等	当該移譲事務に付随して発生する関連業務を精査する必要があり、また、財源として提示された事務移譲交付金の算定基準に関連業務に要する経費等が盛り込まれておらず、本市として必要と考える経費との乖離していた。そのため、準備時間が不足し、事務移譲の対応が困難であった。(その後継続して協議を行い翌年(平成20年4月)に事務移譲を受けた)
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等の許可等	同上
<b>【C市】</b>	
今後予定されている法改正において生じる可燃性天然ガスに関する報告徴収	一連の事務を包括的に移譲すべき
商店街整備計画等の認定	一連の権限を、高度化資金融資の財源とともに移譲すべき
火薬類(煙火)の消費許可	一連の事務を包括的に移譲すべき
高圧ガス第一種貯蔵所(消火設備関係)の設置の許可	一連の事務を包括的に移譲すべき
液化石油ガス特定供給設備の設置の許可	一連の事務を包括的に移譲すべき
土地改良区の設立認可(5ha未満)	一定面積により道府県と市で認可権限を区分するのではなく、市域内で完結する案件は市の認可権限とする法制度の整備が必要
市街地再開発事業における組合設立及び個人施行の認可	一連の事務を包括的に移譲すべき

道府県から指定都市に対して移譲の打診があったが  
指定都市側が拒否したという事務

事務名	拒否した理由
<b>【D市】</b>	
一般旅券発給申請受理等事務	市中心部にパスポートセンターがある状況の中、財源措置や申請に必要な写真撮影、収入印紙等の販売が困難であることなどの課題があることを踏まえると、本市に窓口を移す必要性があるとは言えないと判断したため。
<b>【E市】</b>	
※現在、来年度の権限移譲を行うことを前提にした事前ヒアリングが行われており、本市内部において検討中であるが、権限移譲を受け入れないことを予定しているものは次のとおりである。権限移譲を受け入れない主な理由としては、道府県からの権限移譲が包括的なものでなく、部分的なものに留まるため、仮に本市に権限移譲がなされた場合であっても行政サービスの向上には結びつかないことが挙げられる。	
国際観光ホテルを営む者に対する報告の徴収・立入検査(国際観光ホテル整備法)	
農業者年金に係る業務報告の徴収(独立行政法人農業者年金基金法及び同法施行令)	市民の利便性の増進、行政サービスの効率化等、具体的なメリットが見込めない。検査業務の独立性を保つためにも、検査業務を専任して行う部署を置いている道府県が引き続き行ったほうがよい。
就農計画の認定(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法)	資金の貸付を受けるためには、道府県の資金貸付の審査を受けなければならない。また、道府県内では、就農計画の認定件数は年間数件しかない。市町村ごとに認定業務を行うよりも、貸付審査との整合性を取りながら道府県が行ったほうが効率的である。
導入計画の認定(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律)	自治体によっては技術的審査能力を有しておらず、自治体間で取扱いに違いが生じるおそれがある。
漁港区域内における工作物(ボート監視小屋)の建設の許可(漁協漁場整備法)	
漁港施設の占用許可(漁協漁場整備法)	
森林の開発行為の許可:10ha未満の許可権限を移譲対象とする。(森林法)	移譲されても、森林所有者へのメリットがない。また、道府県農林事務所は数多くの専門職員を配置している。一方、本市が権限移譲を受けた場合、専任の職員を配置しなければならないが、業務量は1人分に満たない程度であり、権限移譲が行われるとかえって非効率である。
<b>【F市】</b>	
有料老人ホームの設置届出の受理等に関する事務(適合高齢者専用賃貸住宅の届出)	指定介護療養型医療施設は、平成23年度末に廃止されるため。
指定介護療養型医療施設の指定及び監査等に関する事務	事業者の活動が複数市町村に及び、監査・指導の統一性・迅速性の観点等から道府県において行うべきと判断される事務であるため。
指定居宅サービス事業者の指定及び監査等に関する事務	事業者の活動が複数市町村に及び、監査・指導の統一性・迅速性の観点等から道府県において行うべきと判断される事務であるため。
指定介護予防サービス事業者の指定及び監査等に関する事務	事業者の活動が複数市町村に及び、監査・指導の統一性・迅速性の観点等から道府県において行うべきと判断される事務であるため。
指定居宅介護支援事業者の指定及び監査等に関する事務	事業者の活動が複数市町村に及び、監査・指導の統一性・迅速性の観点等から道府県において行うべきと判断される事務であるため。
計量法による特定品目の量目検査、立入検査等に関する事務	本市の計量業務について、順次、道府県計量協会に委託してきていること、及び検査施設整備費用が大きいため。
原爆被爆者の健康診断等に関する事務	対象者の利便性向上が見込めないうえに、対象者数が少なく移譲により全体的な事務効率が低下するため。
筋萎縮性側索硬化症患者の介護人派遣費用受給者認定に関する事務	対象者の利便性向上が見込めないうえに、対象者数が少なく移譲により全体的な事務効率が低下するため。

道府県から指定都市に対して移譲の打診があったが  
指定都市側が拒否したという事務

事務名	拒否した理由
<b>中核型(つづき)</b>	
<b>【H市】</b>	
※「拒否」ではないが、道府県分権改革推進計画において市への移譲対象とされている事務のうち、現時点で合意に至っていない事務は以下のとおり	
○特別児童扶養手当の認定等	
○図書類・がん具刃物類の販売・貸付けのための自動販売機・自動貸出機の設置届の受付, 立入調査等	
○介護保険事業者(居宅系)指定等 ・指定居宅サービス事業者(特定施設入居者生活介護を除く)・指定居宅介護支援事業者・指定介護予防サービス事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を除く)の指定等	
○介護保険事業者(居宅系)の指導監督等 ・上記事業者(居宅系)に係る帳簿書類の提示, 報告要求	
○介護保険事業者(施設系)指定等 ・指定居宅サービス事業者(特定施設入居者生活介護に限る)・指定介護老人福祉施設・指定介護療養型医療施設・指定介護予防サービス事業者(介護予防特定施設入居者生活介護に限る)の指定等, 介護老人保健施設の開設許可	
○介護保険事業者(施設系)の指導監督等 ・上記事業者(施設系)に係る帳簿書類の提示, 報告要求	
○有料老人ホームの設置・変更届出受付等, 報告徴収・立入検査	
○覚せい剤の施用機関・研究者の指定・定期報告受領 ○覚せい剤の喪失等の届出受付 ○覚せい剤原料取扱者・研究者の指定等	
○けし栽培の許可, 滅失・盗難・紛失時等の届出受付, 譲渡・譲受の届出受付(国への経由)等	
○大麻の輸出入許可申請(国への経由) ○大麻取扱者の免許交付・定期報告受領 ○大麻の栽培地外への持出許可等	
○麻薬廃棄の届出受付, 麻薬小売業者・麻薬管理者・麻薬研究者の定期報告受領 ○麻薬取扱者の免許交付等	
○向精神薬試験研究施設設置の登録受付 ○向精神薬取扱責任者の設置届出受付 ○麻薬等原料輸入業者等の届出受付 ○向精神薬取扱者の登録, 免許交付等	
○特定疾患・小児慢性特定疾患の治療研究事業	
○二次医療圏毎の連絡調整会議の開催・運営等 ・地域保健対策協議会保健医療計画専門部会 ・圏域地域保健対策協議会 ・圏域地对協保健専門部会	
○道府県保健計画の推進	

道府県から指定都市に対して移譲の打診があったが  
指定都市側が拒否したという事務

事務名	拒否した理由
中核型(つづき)	
【H市】(つづき)	
※「拒否」ではないが、道府県分権改革推進計画において市への移譲対象とされている事務のうち、現時点で合意に至っていない事務は以下のとおり(つづき)	
○採取計画の認可, 変更認可, 変更届受理, 条件設定, 変更命令, 休止・廃止届受理, 認可取消し, 停止命令, 聴聞等 ○災害防止緊急措置命令, 廃止者災害防止命令, 指導・助言, 報告徴収, 立入検査等	
○採取計画の認可, 変更認可, 変更届受理, 条件設定, 変更命令, 廃止届受理, 認可取消し, 停止命令, 聴聞等 ○災害防止緊急措置命令, 報告徴収, 立入検査, 指導・助言等	
○養ほう業の届出受理 ○他県からの転飼許可	
○自然公園等の施設管理	
○自然公園等の維持修繕	
○地域森林計画対象民有林における開発行為許可, 許可条件の付加, 許可にあたっての道府県森林審議会への意見聴取 ○開発行為変更届等の受理 ○開発行為の中止・復旧命令	
○2,000㎡以上の土砂埋立行為等の許可, 許可の取消し, 許可条件の付加, 土砂埋立行為着手届出受理, 定期報告の受理, 完了届出受理, 措置命令 ○500立方メートル以上の土砂搬出計画の届出受理, 勧告, 公表 ○土砂搬入禁止区域の指定, 指定の解除, 公示, 立入調査 等	
市町の区域内で完結する水系内における ○保安林の指定・解除, 指定・解除にあたっての森林審議会への諮問, 一定面積以上等の解除の場合における国への同意を要する協議等	
市町の区域内で完結する水系内における ○保安林における立木伐採許可, 土地の形質形状変更許可, 許可条件の付加, 立木伐採の届出, 監督処分 ○択伐の届出受理, 択伐計画の変更命令 ○間伐の届出受理, 間伐計画の変更命令 ○標識設置 ○保安林台帳の調製, 適正管理 等	
市町の区域内で完結する水系内における ○保安林所有者等に対する損失補償金の交付事務 等	
○効果が主として地域内で完結し, 高度な専門性を要しない工事の実施(用地買収・補償, 換地計画策定指導等を含む) ・ほ場整備 ・大規模な橋梁・トンネル等を含まない農道工事 ・道府県営ため池改修のうち大規模でない工事等	

道府県から指定都市に対して移譲の打診があったが  
指定都市側が拒否したという事務

事務名	拒否した理由
<b>中枢型(つづき)</b>	
<b>【H市】(つづき)</b>	
※「拒否」ではないが、道府県分権改革推進計画において市への移譲対象とされている事務のうち、現時点で合意に至っていない事務は以下のとおり(つづき)	
○効果が主として地域内で完結し、高度な専門性を要しない工事の実施(用地買収・補償等を含む) ・用水施設の整備工事 ・農村公園の整備, コミュニティ施設, 防火施設等の建設工事	
○効果が主として地域内で完結し、高度な専門性を要しない工事の実施(使用貸借契約, 立木補償等を含む) ・大規模な橋梁・トンネル等を含まない林道工事	
○地域的に利用される漁港の区域内における占用許可等法令に基づく管理(※棧橋等の管理, 使用料の徴収等を事務委託により移譲している漁港もある。)	
○地域的に利用される漁港の維持修繕(※市町に事務委託した施設の1件百万円未満の維持修繕は市町に移譲済み)	
○地域的に利用される漁港の施設整備(※漁港関連道整備等を含む)	
○地域的に利用される漁港の災害復旧	
○市町の区域内で水系が完結する2級河川の維持修繕	
○市町の区域内で水系が完結する2級河川の河川改良等の工事実施	
○砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 ○急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 ○地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理	
○治山施設の維持修繕	
○単年度で整備する治山ダム・山腹工事等の実施	
○地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全区域における占用許可, 工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	
○地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の維持修繕	
○地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の施設整備	
○地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧	
○一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理	
○海域の使用許可, 工事着手等の届出受理	
○所有者等の届出受理, 届出済証の交付 ○重点放置禁止区域の指定, 暫定係留区域の指定 ○重点放置禁止区域の放置に対する指導等 ○重点放置禁止区域の標識・看板の設置	



道府県から指定都市に対して移譲の打診があったが  
指定都市側が拒否したという事務

事務名	拒否した理由
副都心型	
なし	
国土縮図型	
【J市】	
旅券交付事務	①現在、道府県の窓口での最短交付日数が6日である。市には旅券発行権限がないことから、市の窓口を経由すると8日必要となる。 ②旅券事務に係る道府県の交付予定額と、市の事務経費の試算では、大きな差がある。 ③旅券の発行権限が市に移譲されない事務は、真の地方分権ではない。 ※平成21年9月に事務移譲を受ける方向で協議を開始する予定
【K市】	
火薬類の取締事務	増加する業務量や市民の利便性の向上等を総合的に比較・勘案し、移譲を見合わせた。
【L市】	
旅券法(昭和26年法律第267号)の施行に関する次に掲げる事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限の移譲ではなく、単なる経由事務の肩代わりである。</li> <li>・市民サービスの大きな向上に繋がらない。</li> <li>・移譲事務に見合うだけの財源の確保がされていない。</li> </ul>

アンケートの内容

下記の質問を行った。

・貴市から道府県に対して、公式・非公式を問わず移譲を要請したにもかかわらず、移譲が行われなかった事務がありましたら、ご記入下さい。

・道府県から貴市に対して、公式・非公式を問わず移譲の打診があったが拒否したという事務がありましたら、ご記入下さい。その理由につきましても、ご教示下さい。

(地方自治法上は、事務処理特例条例の制定改廃に先立って知事が市長に協議する手続(地方自治法第252条の17の2第2項)や、市議会の議決を経て市長が知事に事務移譲を要請する手続(地方自治法第252条の17の2第3項)が存在しますが、実際には、その前段階として、市と道府県の事務レベルでのやり取りが行われるであろうと想定しております。「公式・非公式を問わず」とありますのは、このような事務レベルの折衝も含めてご回答下さいという趣旨です。)

## 指定都市の区役所組織の状況

	区長及び区の組織の状況								予算への市民要望の反映	
	区長		区役所組織への編入状況						予算要求先	区の予算要望反映システム
	職階位	市議会への出席	福祉事務所	保健所	保健センター	土木事務所	建築課	農政事務所		
札幌市	本庁局長級	予特・決特のみ全区長	○(指定都市移行時～)	△(市内1箇所)	○(1997年)	○(指定都市移行時～)	×(本庁建築審査課)	×(本庁農務部)	事業担当部局	区の予算要望システム
仙台市	本庁局長級	すべて出席	○(指定都市移行時～)	○(1996年)	—	○(指定都市移行時～)	○(指定都市移行時～)	△(市内1箇所)	事業担当部局	区重点要望システム
さいたま市	本庁局長級	—	○(指定都市移行時～)	△(市内1箇所)	○(指定都市移行時～)	△(各区に窓口)	△(市内2箇所)	△(市内2箇所)	事業担当部局	区における総合行政の推進に関する規則
千葉市	本庁部長級	—	○(指定都市移行時～)	△(市内1箇所)	○(1997年)	△(市内4箇所)	×(本庁建築審査課・指導課)	△(市内1箇所)	事業担当部局	区要望の予算への反映に関する事務処理要領
川崎市	本庁局長級	本会議代表質問のみ全区長	○(1995年)	○(1997年)	—	○(2003年)	○(指定都市移行時～)	△(市内1箇所)	事業担当部局 市民部局	区要望及び自主事業の予算化に関する要綱
横浜市	本庁局長級	予特・決特のみ議長区・幹事区	○(1977年)	○(1994年)	—	△(各区に設置)	△(市内4箇所)	△(市内2箇所)	[局執行事業] 事業担当部局 [区執行事業] 市民部局	地域ニーズ反映システム
新潟市			○(指定都市移行時～)	△(市内1箇所)	△(市内23箇所)	△(市内2箇所)	×(本庁)	×(本庁農林水産部)		
静岡市	本庁局長級	答弁がある場合	△(各区に設置)	△(市内1箇所+1支所)	△(市内9箇所)	△(市内1箇所)	×(本庁建築指導課)	△(市内1箇所)	事業担当部局	検討中
浜松市			○(指定都市移行時～)	△(市内1箇所)	△(市内15箇所)	△(市内4箇所)	×△(本庁+市内1箇所)	×(本庁農林水産部)		
名古屋市	本庁局長級	—	○(1991年)	○(2000年)	—	△(各区に設置)	×(本庁住宅都市局)	△(市内4箇所)	事業担当部局	区における総合行政の推進に関する規則
京都市	本庁局長級	—	○(1997年)	○(1998年)	—	△(市内7箇所)	×(本庁建築指導部)	△(市内3箇所)	[局執行事業] 事業担当部局 [区執行事業] 事業担当部局 財政担当部局(17年度予算～試行)	区政策提案予算システム
大阪市	2区—局長級 22区—一部長級	—	○(1997年)	△(市内1箇所)	○(2002年)	△(市内7箇所)	×(本庁住宅局審査課)	△	市民部局	予算要求前に各区ヒアリング実施による反映
堺市	本庁局長級		○(指定都市移行時～)	△(市内1箇所)	○(指定都市移行時～)	△(市内3箇所)	×(本庁)	×(本庁農政部)	事業担当部局	
神戸市	本庁局長級	予特・決特及び常任委員会のみ当番の区長	○(1996年)	△(市内1箇所)	○(1996年)	△(市内6箇所)	×(本庁都市計画総局建築安全課)	△(市内2箇所)	財政担当部局(区の個性をのばすまちづくり事業費) 事業担当部局	事業要望制度
広島市	本庁局長級	—	○(指定都市移行時～)	△(市内1箇所)	○(1997年)	○(指定都市移行時～)	○(指定都市移行時～)	○(指定都市移行時～)	事業担当部局	区要望の予算への反映に関する事務手続き
北九州市	本庁局長級	—	○(1994年)	△(市内1箇所)	○(1994年)	△(市内2箇所)	×(本庁建築審査課・指導課)	△(市内2箇所)	市民部局	区長要望事項調
福岡市	本庁局長級	—	○(指定都市移行時～)	○(1997年)	—	○(指定都市移行時～)	×(本庁建築局指導部)	×(本庁農林水産局)	事業担当部局	区予算重点要望システム

以下の資料をもとに懇話会事務局作成

第28次地方制度調査会第15回専門小委員会(2005年2月18日) 指定都市市長会提出資料 資料2「現行政令指定市の行政区と市民要望反映システムの状況」

[http://www.soumu.go.jp/singi/No28\\_senmon\\_15.html](http://www.soumu.go.jp/singi/No28_senmon_15.html)

広島市企画総務局『区役所機能のあり方について』2007年、参考資料

<http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/000000000000/1170728873177/index.html>

各市ウェブサイト

各市例規集